

令和6年（2024年）3月7日（木曜日）

第 8 号

令和6年第1回北海道議会定例会会議録

第8号

令和6年（2024年）3月7日（木曜日）

議事日程 第8号

3月7日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第86号及び第89号ないし第103号
(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 予算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託

1. 予算特別委員の選任

1. 議案の子ども政策調査特別委員会、北方領土対策特別委員会及び食と観光調査特別委員会付託

1. 議案の常任委員会付託

出席議員 (99人)

議長 100番 富原 亮 君

副議長 81番 稲村 久男 君

2番 石川 さわ子 君

3番 小林 千代美 君

4番 清水 敬弘 君

5番 板谷 よしひさ 君

6番 今津 寛史 君

7番 木下 雅之 君

8番 黒田 栄継 君

9番 小林 雄志 君

10番 高田 真次 君

11番 武市 尚子 君

12番 千葉 真裕 君

13番 角田 一 君

14番 鶴羽 芳代子 君

15番 戸田 安彦 君

16番 早坂 貴敏 君

17番 藤井 辰吉 君

18番 前田 一男 君

19番 水間 健太 君

20番 和田 敬太 君

21番 鈴木 仁志 君

22番 田中 勝一 君

23番 鶴間 秀典 君

24番 海野 真樹 君

25番 丸山 はるみ 君

26番 中村 守 君

27番 寺島 信寿 君

28番 水口 典一 君

29番 川澄 宗之介 君

30番 木葉 淳 君

31番 小泉 真志 君

32番 鈴木 一磨 君

33番 武田 浩光 君

34番 淵上 綾子 君

35番 宮崎 アカネ 君

36番 山根 まさひろ 君

37番 植村 真美 君

38番 佐々木 大介 君

39番 滝口 直人 君

40番 林 祐作 君

41番 檜垣 尚子 君

42番 宮下 准一 君

43番	村田光成君	77番	池本柳次君
44番	渡邊靖司君	78番	滝口信喜君
45番	浅野貴博君	79番	松山丈史君
46番	安住太伸君	80番	市橋修治君
47番	内田尊之君	82番	梶谷大志君
48番	大越農子君	83番	北口雄幸君
49番	太田憲之君	84番	広田まゆみ君
50番	加藤貴弘君	85番	高橋亨君
51番	桐木茂雄君	86番	平出陽子君
52番	久保秋雄太君	87番	花崎勝君
53番	佐藤禎洋君	88番	三好雅君
54番	清水拓也君	89番	村木中君
55番	千葉英也君	90番	吉田祐樹君
56番	道見泰憲君	91番	田中芳憲君
57番	船橋賢二君	92番	松浦宗信君
58番	丸岩浩二君	93番	中司哲雄君
59番	笠井龍司君	94番	藤沢澄雄君
60番	中野秀敏君	95番	村田憲俊君
61番	池端英昭君	96番	吉田正人君
62番	菅原和忠君	97番	喜多龍一君
63番	中川浩利君	98番	伊藤条一君
64番	畠山みのり君	99番	高橋文明君
65番	沖田清志君	欠席議員（1人）	
66番	笹田浩君	1番	山崎真由美君
67番	白川祥二君		
68番	新沼透君	出席説明員	
69番	阿知良寛美君	知事	鈴木直道君
70番	田中英樹君	副知事	浦本元人君
71番	中野渡志穂君	同	土屋俊亮君
72番	真下紀子君	同	濱坂真一君
73番	荒当聖吾君	公営企業管理者	天沼宇雄君
74番	森成之君	病院事業管理者	鈴木信寛君
75番	赤根広介君	総務部長	山本倫彦君
76番	佐藤伸弥君	兼北方領土対策部長	

総務部職員監	谷内浩史君	教育委員会教育長	倉本博史君
総務部危機管理監	古岡昇君	教育部長兼教育職員監	北村英則君
総合政策部長	三橋剛君	学校教育監	山本純史君
総合政策部次世代社会戦略監	水口伸生君	総務課長	岡内誠君
総合政策部地域振興監	菅原裕之君	選挙管理委員会委員長	石塚正寛君
総合政策部交通企画監	宇野稔弘君	選挙管理委員会事務局局長	上田哲史君
環境生活部長	加納孝之君	人事委員会委員長	佐藤則子君
環境生活部アイヌ政策監	相田俊一君	警察本部長	鈴木信弘君
保健福祉部長	道場満君	総務部長	尾辻英一君
保健福祉部感染症対策監	佐賀井裕一君	交通部長	奥村耕治君
保健福祉部子ども応援社会推進監	野澤めぐみ君	総務部参事官兼総務課長	鈴木直人君
経済部長	中島俊明君	労働委員会委員長	田辺きよみ君
経済部観光振興監	楨信彦君	代表監査委員	深瀬聡君
経済部食産業振興監	仲野克彦君	監査委員事務局長	佐藤隆久君
経済部ゼロカーボン推進監	今井太志君	収用委員会	表谷吉恭君
農政部長	水戸部裕君	議事事務局職員出席者	
農政部食の安全推進監	野崎直人君	事務局長	佐々木徹君
水産林務部長	山口修司君	議事課長	本間治君
建設部長	白石俊哉君	議事課長補佐	松村伸彦君
建設部建築企画監	細谷俊人君	議事係長	小倉拓也君
会計管理者兼出納局長	森隆司君	議事課主任	古賀勝明君
企業局長	辻井宏文君	同	成田将幸君
道立病院部長	岡本收司君		
財政局長	木村敏康君		
財政課長	松林直邦君		

○議長富原亮君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔本間議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

丸 岩 浩 二 議員

中 野 秀 敏 議員

加 藤 貴 弘 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第86号及び第89号ないし第103号

（質疑並びに一般質問）

○議長富原亮君 日程第1、議案第1号ないし第86号及び第89号ないし第103号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

佐々木大介君。

○38番佐々木大介君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議、佐々木大介です。

通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、少子化対策について伺います。

道は、平成16年に制定された北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づき、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を策定して、少子化に関する施策について、取組と指標を設定し、各般の施策を実施してきたと承知しております。

しかしながら、本条例、計画の目的である少子化対策の効果については、出生数、出生率とも横ばい、または下落傾向にあり、北海道における合計特殊出生率は、条例制定年である2004年が1.19、2022年は1.12となっており、全国との比較でも、全国平均を下回る状態が続いています。

直近でも、2月27日に厚労省が発表した人口動態統計速報における、令和5年の道内の出生数は2万5286人で、前年比約7%の減少となっています。

このことから、少子化対策という一点に絞れば、これまでの計画推進の効果は皆無に等しいと言っても過言ではありません。

知事は、道におけるこれまでの少子化対策に係る取組や施策効果をどのように評価しているのか、伺います。

国は、昨年4月にこども家庭庁を発足し、子どもの最善の利益を第一として、子どもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくとしており、子どもの権利や子育て世代の社会理解や負担軽減につながることを期待をされています。

一方で、これまでの少子化対策の効果や現状を見れば、子ども・子育て支援の拡充が出生数や出生率の向上に効果があるのかは疑問であると感じています。

そもそも、少子化対策は誰のための政策なのでしょうか。少子化により労働人口が減少し、地域を担う人材が不足する。年金や医療、介護といった社会保障制度の支え手が少なくなることで制度維持が困難となる。どれも、今を生きる私たちが、若者や生まれてくる子どもたちに、社会の支え手として期待をするからこそその少子化対策になっていないのでしょうか。

若者の社会保険料負担は問答無用に上がり続けてきた一方で、子ども・子育て支援に向けた月500円の負担が子育て増税だと言われる、この理不尽な世の中で、どうして若い人たちが子どもを持つ未来に希望を感じることができるのでしょうか。

私は、若者を取り巻く経済環境や将来不安といった社会マインドが、結婚しない選択や、出産や子育てをちゅうちょする大きな要因になっていると考えます。

先日の少子化対策における我が会派の代表質問において、知事は、少子化のトレンドを変えるため、強いメッセージを発信していくことが必要と答弁されています。

私は、子どもの数を増やすことを目的とした少子化対策より、むしろ、少子化の現状を受け入れ、自分たちの世代が自分たちで支え合う社会を構築していく、少子化の現状に見合った政策や取組を進めていくといった将来不安を払拭することが、若者の意識を変えていく上でも重要な視点と考えます。

知事は、少子化の要因をどのように捉え、少子化のトレンドを変える若者の意識変革にどのように取り組む考えか、伺います。

2025年4月からは、全ての企業において65歳までの雇用確保が義務化され、既に70歳までの就業機会の確保や定年制の廃止が企業の努力義務となっています。

住宅ローンもこれまでの最長35年が40年に変わりつつあり、現在の平均初婚年齢が男性31歳、女性30歳ですから、35歳で住宅を購入し、40年ローンを組めば、支払いが終わるのは75歳となります。これも就業年齢の引上げが進むことを見越したものであり、若い世代にとって、近い将来、さらなる定年延長や年金支給年齢の引上げが行われることは、間違いない事実と受け止めている方も多く、70歳、80歳まで働く社会が一般的になっていくものと考えられます。

これからのライフプランは、学び、仕事、引退といった従来の3ステージモデルから、20歳から50歳までの結婚、出産、子育てをしながら働くキャリア期間、50歳から80歳までの年齢や時代の変化に合わせて働き方を変えるキャリア期間といった、マルチステージと言われる、60年という長いキャリアの間で、学び直し、リスクリングを行いながら働き方や生き方を変えていくライフシフトの考え方が必要と言われており、これまでとは違ったキャリア形成を求められる時代が到来しています。

子育て世代の負担軽減や、結婚、出産、子育てにおける切れ目のない支援を行っていくことも重要ですが、若い世代の雇用環境の改善や生涯にわたって安心して働くことができる環境づくり、中高年世代への学び直し機会の創出など、従来のライフプランにとらわれない、新たな社会環境の整備や次世代のライフプランニング教育を進めていくことも必要と考えます。

北海道の基幹産業である農業における就業者の平均年齢は57.3歳であり、1次産業を中心に、

北海道には、こういった生涯にわたって活躍できる下地もあります。

知事は、自らも含め、これからの若い世代の生涯にわたる働き方やキャリア形成についてどのような考えを持ち、道としてこのような社会変化にどのように対応していく考えか、伺います。

次に、予期せぬ妊娠等に対する支援について伺います。

道は、当別町にて匿名による乳幼児の24時間受入れを行っていた女性に対し、行政や医療機関との事前協議がないことや医療提供体制が整っていないことなどを理由に、開設当初より運営を自粛するよう要請を行ってきており、昨年10月には、女性から、乳幼児の受入れ施設を廃止し、事前連絡による相談やサポートを行う体制に改める方針であることが示されていました。

しかしながら、今年1月には、女性が新たに新生児2人を受け入れたことが発覚し、その対応においては、母親の母体の安全や健康に対する配慮がなかったり、相談者の意向とは異なる対応が行われていたことが明らかになりました。また、その事案の詳細を第三者に漏えいするなど、人権やプライバシー保護の観点からも憂慮する点があったと伺っています。

新生児や乳幼児の受入れについては、母子の安全や人権も踏まえた適切な対応が求められるところであり、このような受入れが続いていることは遺憾と言わざるを得ません。

道としても、改めて、受入れの中止や発信内容の是正を要請していますが、現在も、当該女性が運営するホームページでは、赤ちゃんポストの名を用い、匿名で子どもが引き取れることがうたわれていることから、子どもの引渡しができる施設であると誤解を生みかねない状況が続いています。

道として、引き続き、どのように対応していく考えか、伺います。

予期せぬ妊娠をして、誰にも相談できずに不安や悩みを一人で抱え込む、当事者には様々な理由や背景があります。

出産は、子どもだけではなく、母親の命や健康、生活にも大きな負担がかかるものであり、できるだけ早い段階で、当事者の不安や悩みに対する相談や支援の手を差し伸べられることが理想であると考えます。

赤ちゃんポストという呼称だけが独り歩きをしており、子どもの命を守るということだけに焦点が当たっていますが、この問題の本質は、単に子どもを引き取るのではなく、当事者である女性が置かれている状況に寄り添い、就労や生活支援に向けた相談対応を行って、当人の自立や子どもとの生活をサポートしていくことが重要と考えます。

また、当事者をないがしろにして子どもだけを引き取ることは、子どもの将来にとっても望ましくないと考えます。

道では、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターを一昨年12月に開設し、予期せぬ妊娠などにも匿名、無料で相談できる体制を整えており、誰もが安心して相談できる窓口として、その周知に努めるほか、真に相談者が望む支援につないでいくことが重要と考えます。

道として、サポートセンターの周知や体制の充実にどのように取り組んでいく考えか、伺います。

次に、里親制度について伺います。

事情により、保護者のいない児童や保護者の監護が適当でない児童を社会全体として守っていくためには、児童養護施設といった公的な施設での養育だけではなく、里親や養子縁組といった制度の下、家庭の中で、家族の在り方や家庭生活を体験し、自己肯定感を育むことができる養育環境を整えていくことも重要と考えます。

道は、里親制度の社会理解の醸成や普及にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、地層処分事業について伺います。

寿都町、神恵内村で進められている地層処分事業における文献調査について、2月13日に文献調査報告書の原案が公表されており、本定例会でも代表質問、一般質問において議論が行われてきたところです。

前提として、高レベル放射性廃棄物の処分方法については、国際条約等により、海洋投棄や宇宙空間への廃棄、国外での処分はできないこととなっており、我が国では、科学的知見の蓄積を踏まえた継続的な検討を経て、国内で地層処分することとなっています。世界的にも地層処分に向けた処分場の選定や建設が進められており、寿都町、神恵内村において全国で初めて文献調査が行われたことは、国内で地層処分事業を進める大きな一歩となり、事業への関心や理解を高めるきっかけになったと考えます。

今回公表された文献調査報告書は原案段階であり、今後、有識者による地層処分技術ワーキンググループや特定放射性廃棄物小委員会の審議を経て、報告書としてまとめられ、その後、報告書の縦覧や説明会を開催し、幅広く意見を募り、概要調査地区の候補選定を行うこととなります。

知事は、先日の記者会見において、改めて概要調査には現時点で反対することを表明していますが、最終的な文献調査報告書が完成し、報告書に対する専門家や有識者、地域や道民の意見がまとまる前の段階で、条例のみを根拠に概要調査には進まないことを表明することは、北海道として地層処分事業への理解や文献調査の内容、地域、道民の意見には関与しないとも受け取れます。

概要調査に進むことには反対という結論に至るとしても、文献調査報告書の有用性や妥当性の評価を行い、地域や道民の声、ひいては道議会の議論を踏まえた上で、その判断を行うことが、広域自治体の首長としての責務と考えますが、知事の所見を伺います。

地層処分事業では、地震、火山、地質や地下資源など、地下深部の安定性等について段階的に調査を行い、処分施設の建設に適した場所を絞り込んでいきます。

知事は、文献調査報告書により、北海道に概要調査の候補地が存在するとの結論に焦点が当てられるとの懸念を示されていますが、資源エネルギー庁が公表している科学的特性マップでは、国土の約65%が安全な地層処分が成立すると確認できる可能性が相対的に高い地域となっており、候補地は全国に存在することから、文献調査をもって北海道に焦点が当たるという懸念は間違ったメッセージになりかねないと憂慮するところです。

私は、地層処分施設の建設地の選定を進めていくためには、全国的に幾つかの地点で調査を行い、知見やデータを蓄積した上で、国民議論を通じ、国全体として最も適当と評価できる、納得できる場所を選定できることが望ましいと考えます。

北海道は国土の22.1%を有することから、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例があることだけを理由に概要調査を認めない決定を行うことは、今後、道内では条例により地層処分事業における調査さえも認めないことを裏づけることになり、北海道は将来にわたってその責任を放棄するということを決定づけることになりかねません。

我が会派の代表質問においても、本件における情報発信は慎重に進めるべきとの指摘がありました。私も、国土の22.1%を占める北海道の判断は重いと考えますし、国民的議論である地層処分事業においては、国の一員として、また、この問題を子どもたちや次の世代に引き継いでいく私たちの責務として、責任ある情報発信や議論を行っていくことが必要と考えます。

知事は、地層処分事業にどのように向き合っていく考えか、伺います。

次に、札幌市中心部における観光バス駐車場について伺います。

昨年5月の新型コロナウイルスの5類移行や、入国における水際措置の撤廃により、道内においても観光入り込み客数が大きく回復しています。旅行需要の回復に伴い、観光バス需要も増加する一方で、札幌市中心部では、大型バスの待機場や駐車場の不足が課題となっています。

事業者からは、複数日の貸切りとなる場合、札幌市中心部で駐車場が確保できない場合は、利用客を札幌市内のホテルで降ろし、郊外にある営業所までバスを回送して、翌朝、改めて札幌市内のホテルまで向かわなければならず、回送に係る時間が乗務員の負担となっていると伺っています。

また、4月からは、バス運転手においても働き方改革の時間外労働の上限規制が適用され、勤務間インターバルを確保することが事業者の義務となることから、このようなバスの回送負担は、働き方改革の側面からも課題があると考えます。

道は、札幌市中心部における大型バスの待機場や駐車場の現状、事業者からの声をどのように把握し、対応しているのか、伺うとともに、バス業界が抱える人手不足や労働時間規制に係る課題にどのように取り組んでいく考えか、伺います。

札幌市中心部では、北海道新幹線の札幌延伸を控え、再開発や交通基盤整備が進められているところですが、札幌駅周辺では、再開発事業によりバスターミナルが一時閉鎖し、定期観光バスや都市間高速バスの乗降場が札幌駅南側に分散配置されていることから、観光貸切りバスの待機や乗降場も限られ、路上駐車が道路交通の阻害要因にもなっています。

このような現状に鑑みれば、例えば、道庁、道議会の来庁者駐車場は、現状、駐車スペースにも余裕があり、特に夜間は未使用となっていることから、バスターミナルが整備されるまでの間の臨時的措置として、観光貸切りバスの待機や駐車場としての活用を検討することも、当面の課題解決の一助となるのではないかと考えます。

民業を阻害しないための民間駐車場との調整は必要ですが、庁舎敷地の活用に関する道の所見

を伺います。

最後に、農産物の輸出について伺います。

A L P S 処理水の海洋放出により、中国では、日本産水産物の輸入が停止され、中国向けが多くを占めていた道産のホタテを中心に、水産物の輸出に大きな影響が及んでいます。

中国向けでは、ホタテをはじめ、近年は道産の米や日本酒の輸出が増えてきた実績があり、米については、道内の指定精米工場や登録薫蒸倉庫が中国政府の認可を受け、輸出が進められてきました。

中国市場における日本産米の需要は、和食ブームや日本食レストランの普及が後押ししてきた側面もあり、A L P S 処理水の海洋放出による日本産水産物の全面輸入停止の影響は、中国国内での日本食離れの一因ともなっており、中国向けの米の輸出の先行きにも不透明感が増えています。

また、日本酒においても中国への輸出が減少していることから、これまで戦略的に取り組んできた中国向けの農産物の輸出についても、その見直しが求められています。

道は、中国の輸入規制における米や日本酒の輸出への影響をどのように把握し、今後どのように輸出拡大に取り組んでいく考えか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）佐々木議員の質問にお答えいたします。

最初に、少子化の要因と取組についてであります。本道では、合計特殊出生率が全国を大きく下回っており、その要因として、若い世代の方々の未婚化、晩婚化の進行や、経済的な不安、仕事と子育ての両立への負担感など、様々な背景が複雑に重なり合っているものと認識をしています。

こうした中、国のこども未来戦略では、若い世代の所得を増やし、社会全体の構造、意識を変え、全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念に掲げ、政策の抜本的な強化に取り組むこととしています。

道としては、国の動きに着実に対応しつつ、道内の大学生世代から御意見をいただくユースプランナー制度を活用するなどし、将来への思いや考えを伺いながら、若い世代の方々が希望する結婚や子育てなどの将来展望を描けるよう、こども政策推進本部で全庁を挙げて、子育てや経済的支援などの施策を展開し、子ども応援社会の実現に取り組んでまいります。

次に、若い世代の働き方などについてであります。本道の少子化の流れを変えるには、若い世代の方々が、経済的な不安なく、良質な雇用環境の下で、将来展望を持って生活できるようにすることが重要であり、そのためには、雇用の安定と質の向上に向けた実効性ある取組を進めることが必要であります。

国のこども未来戦略では、若い世代の所得を増やすことを基本理念の一つとし、リスクリングによる能力向上支援や、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑

化という三位一体の労働市場改革に早期かつ着実に取り組むこととしております。

道としては、こうした国の動向を注視しつつ、若者の雇用の安定や就業を支援し、若い世代の方々が将来のライフデザインを描きながら、安心して働き続けられる社会づくりに取り組んでまいります。

次に、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターについてであります。思いがけない妊娠に悩む方々の中には、経済的な困窮やDV、医療機関の未受診といった問題が複雑に重なり合っている方が多く、個々の事情に応じた切れ目のない支援が必要であります。

道では、こうした方々に寄り添った相談体制を強化するため、にんしんSOSほっかいどうを設置し、電話やSNS等を活用した相談対応を行っております。

道としては、助産師などの専門職員に安心して相談できるこの取組を若い世代の方々に広く知っていただけるよう、効果的な周知に努めるとともに、市町村や医療機関、民間団体などとの連携を密にしなが、支援体制の充実を図り、思いがけない妊娠などに悩む方々に寄り添い、安全にサポートできる環境づくりを進めてまいります。

次に、文献調査報告書についてであります。特定放射性廃棄物の最終処分は、国民的な議論が必要な問題であり、仮に、さきに公表された案のまま、文献調査報告書が取りまとめられ、全国で説明されれば、北海道だけの問題となってしまうという強い懸念の下、これまで、道の条例制定の趣旨を踏まえて、現時点で反対の意見を述べるという私の考えを重ねて表明してきたところであります。

今後、NUMOは、国の技術ワーキンググループ等における審議を踏まえて、報告書を取りまとめ、説明会や意見募集などを行った後に、概要調査地区を選定しようとするときは、国に対し、実施計画の変更を申請することとなります。

私としては、今後取りまとめられる報告書をしっかりと精査するとともに、仮に概要調査に移行しようとする場合の意見表明に当たっては、必要な国の手続が経られた後に、道民の皆様の代表である道議会での御議論はもとより、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の御意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。

最後に、地層処分についてであります。道では、特定放射性廃棄物の処分は非常に重要な課題であると考えており、現在、全国で唯一、深地層研究を道内に受け入れ、国の原子力政策において、具体的な役割を果たしております。

また、最終処分の問題は、原発の所在の有無などにかかわらず、国民的な議論が必要な問題でありますことから、全国において、最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させることなどを国に要望するとともに、市町村からの発意を主とする現在の選定プロセスは、最適な処分地を選定するという観点で課題があるため、国が全国の適地を調査し、候補地を絞り込むなど、選定のプロセスの見直しを求めているところでございます。

私としては、今後とも、様々な機会を通じて、私の考えを道民の皆様に丁寧に説明していくとともに、道民の皆様の代表である道議会としっかりと議論を重ねながら、適切に対応してまいり

ます。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君（登壇） まず、少子化対策についてでございますが、道では、これまで、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」に基づき、子育て世帯の経済的負担の軽減や待機児童の解消に向けた受皿整備、仕事と家庭の両立支援など、各般の施策に取り組んできたところでございますが、本道の合計特殊出生率は低下傾向が続いており、少子化の流れを変えるまでの効果を得るには至っていないところでございます。

こうした中、道といたしましては、独自にできることは早期に取り組むという考えの下、今年度から、妊婦や子ども連れの方々の優先案内などを行うこどもファスト・トラックを全ての道立施設で実施しているほか、こどもまんなか応援サポーターを宣言する企業の拡大などにも取り組んできており、子どもや子育てに優しい社会の輪が広がりつつあり、道としては、今後とも、こうした取組を積み重ねながら、粘り強く少子化対策を進めてまいります。

次に、予期せぬ妊娠等に対する支援に関し、新生児の預かりについてでございますが、本年1月、未受診妊婦が孤立出産した中、当別町の女性が、母親へのサポートを行わず、新生児のみを自宅に連れ帰るなどの事案が生じたところでございまして、道では、医学的知識のない者が自己判断し、速やかな救急要請等、適切な対応を取らなかったことは、母子の命や健康に甚大な影響を及ぼす危険な事案であると判断したことから、先月19日に、妊産婦や乳児の相談及び受入れの中止等を当該女性に要請したところです。

また、この女性は、自身のホームページで、戸籍から赤ちゃんを抜く、出産の履歴も戸籍謄本から消すテクニックもある、出生届を出せない事情でも大丈夫、保護責任者遺棄やネグレクトに100%ならないようにするなど、事実と異なる内容や、自身で責任を負えない発信をしていることから、こうした発信も中止するよう要請しております。

さらに、当別町や救急、警察、法務局など関係機関との協議の中では、女性から、母親の情報が何ら得られない中、新生児の搬送に救急隊が多大な時間を要し、他の救急患者の搬送に深刻な影響が生じたとの指摘があったところです。

女性からは、昨年秋に、いわゆる赤ちゃんポストを廃止する旨、道に申出があったところでございまして、こうした自身が表明した方針に沿った行動を取ることを含め、今般の道の要請内容を遵守するよう強く求めてまいります。

最後に、里親制度に係る道の取組についてでございますが、様々な事情により、家族と離れて暮らす子どもたちを家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する里親制度は、子どもたちの健やかな成長を支える大変重要な施策と認識しています。

このため、道では、令和2年度から、各児童相談所に里親支援を専門とする職員を配置し、制度に関する普及啓発や、新規里親の開拓などに取り組むとともに、毎年10月の里親月間には、市

町村や民間企業とも連携協力し、多様な媒体を活用した広報活動や、北海道里親会連合会と協働で、里親の確保を目的とする里親リクルート事業を行うなど、重点的な取組を行っています。

また、今年度は、新たに、全国里親会や北海道里親会連合会の要望を受け、里親の方々が活動を円滑に行えるよう、名刺サイズの身分証の導入に向けて現在準備を進めており、今後、里親制度の意義、役割と併せて周知を図ることとしています。

道といたしましては、引き続き、道民の皆様の里親制度への理解促進のため、関係機関と連携した効果的な情報発信に努め、子どもたちが家庭的な環境で安心して生活することができるよう、里親の確保や里親委託の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部観光振興監榎信彦君。

○経済部観光振興監榎信彦君（登壇）初めに、観光バスの駐車場対策などについてであります。道では、経済団体が主催する情報交換会等に参加をし、観光バスの状況等の把握に努めており、札幌市では、観光バスの路上駐車や待機による他の交通への支障対策として、昨年より、順次、駐車場の増設に取り組んでいると伺っております。

また、道では、本年4月から適用されます時間外労働の上限規制などに伴う人材確保に向けて、交通事業者や関係団体と連携し、道内各地での合同就職相談会の開催や、移住・観光施策と連携した首都圏におけるプロモーションの実施、さらには、退職される自衛官向けの就職相談会の開催などの取組を進め、引き続き、関係部局との連携の下、駐車場の確保や人手不足など、観光バス業界の抱える様々な課題解決に向け、札幌市や北海道運輸局、関係事業者とも連携し、適切に対応してまいります。

次に、観光バス駐車場の確保についてであります。観光バスの駐車場として、道庁本庁舎や道議会の敷地を活用するに当たりましては、平日の開庁時間は来庁者用にスペースを確保する必要があること、また、平日の開庁時間や土・日、祝日は管理のための施設整備や人的な対応が必要となること、さらには安全の確保など、解決すべき様々な問題があると認識をしております。

道といたしましては、引き続き、札幌市をはじめ、関係団体や事業者の方々との情報交換等を通じて、札幌市内のバス駐車スペースの確保に向けた取組に協力してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○農政部食の安全推進監野崎直人君（登壇）本道農産物の輸出拡大についてであります。現在、本道の野菜や牛乳・乳製品などの中国への輸出は、実質的に停止されており、米や日本酒は、これらの措置やALPS処理水の海洋放出に伴う規制の対象外となっております。団体や企業への聞き取りの結果、これまで、一部でギフト用の北海道米のキャンセルなどがあったと承知をしております。

道といたしましては、引き続き、国に対し、中国の輸入条件の緩和に向けた国家間交渉の推進を求めつつ、中国での北海道米や道産日本酒のプロモーションを実施するほか、輸出先の多角化

に向けた、米国や欧州での北海道米の市場調査やインバウンドへの道産日本酒のPR、さらには、産地が行う販路開拓の取組や施設整備への支援など、関係者が一体となって、本道の米や日本酒、農産物のさらなる輸出拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 佐々木大介君の質問は終了いたしました。

田中英樹君。

○70番田中英樹君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

まず、道立広域公園の整備についてであります。

鈴木知事は、公約の中で、新たな道立公園の整備や民間ノウハウ活用など、魅力向上に向けて取り組むなどと述べられております。

私の地元であります釧路市は、道立広域公園の空白地域であり、私も、地域の多くの皆様の期待や思いに応えるため、これまでも、再三、釧路地域への新たな道立広域公園の整備について、ただしてまいりました。また、釧路地方総合開発促進期成会においても、長年にわたり、釧路地域の総意として、白糠町への道立広域公園の整備要望を行ってきたところであります。

このような中、昨年、第2回定例会において、釧路管内への道立広域公園の整備について、知事からは、道内12か所目となる新たな道立広域公園の候補地を白糠町泊別地区に決定するとの発言があったところであり、釧路地域の多くの方々から喜びと期待の声が届いており、大変評価しているところであります。

これを受け、地元・釧路市をはじめ、釧路地域の多くの子育て世帯や、イベントなどを期待する若者世代、孫と遊ぶことを楽しみにしている高齢の方々などが、早期着工と完成を心待ちにしております。道内12か所目となる新たな道立広域公園の整備に向けて、道では、民間事業者のノウハウや創意工夫を取り入れるためのマーケットサウンディングに取り組んでいるところと承知しております。

また、建設予定地であります白糠町においては、昨年、温泉の試掘調査も行われており、地元の期待も大きくなってきております。

私としては、現在行われているマーケットサウンディングが終了した後、道立広域公園の整備に必要な各種手続などに進んでいくものと大きく期待をしておりますが、道は、今後の整備に向けた具体的な取組などについてどのように進めていくのか、伺います。

次に、太陽光発電事業についてであります。

本道においては、2050年のゼロカーボンの実現に向けて、温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取組を進めていくことが何よりも重要なことと考えます。

平成24年に創設されました固定価格買取制度、いわゆるFIT制度により、再生可能エネルギーの普及が急速に拡大し、道内においても、風力発電や太陽光発電を中心に、各地で大小様々な事業が既に実施され、また、計画も進んでおります。

一方で、こうした再生可能エネルギーの発電施設の設置に当たっては、地域の貴重な自然環境や生活環境への配慮が十分になされず、各地でトラブルも発生しているところと承知をしております。

小樽市と余市町において計画されていた風力発電計画においては、地元で反対運動が起こり、小樽市長も、事業は是認できないと表明し、事業者は、昨年、地元理解などの状況を総合的に判断した結果として、事業を中止しております。

再生可能エネルギーを活用した事業の実施については、その実施に当たって、まず、環境に十分配慮し、地元からの理解を得ながら進めることが重要と考えます。

このような中、釧路市音別町において、太陽光発電事業として、道内で初めて環境影響評価法の適用を受ける計画が進められております。

この一帯は、国の天然記念物のタンチョウをはじめとする希少種の生息地であるとともに、湿地にはヤチボウズと言われる独特の植生が見られる自然豊かな地域となっております。そして、この太陽光発電事業の計画区域には、環境省が指定する重要湿地や保安林が含まれていることから、地元では環境への影響を強く懸念する声があり、釧路自然保護協会など4団体が、適切な対応などを求める要望書を、道をはじめ、国や釧路市、事業者に2月20日付で提出したところと承知をしております。

そこで伺ってまいります。

まず、太陽光発電事業は、令和2年と、比較的最近、環境影響評価法の対象となったところと承知しておりますが、その経緯について伺います。

次に、環境影響評価手続についてであります。

今般の釧路市音別町で計画されている事業は、先ほども申し上げたとおり、道内で環境影響評価法の適用を受けることとなる初めての太陽光発電事業となるものでありますが、今回、事業者により提出された計画段階環境配慮書では、環境影響評価手続の中でどのような位置づけにあるのか、伺います。

次に、森林法の違反行為についてであります。

道内に存在する森林は、広大な面積を有しており、そのうちの約7割を保安林が占めておりますことから、常時、保安林の状況について、道が把握することは困難であります。保安林は、水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止、環境の保全など、森林の公益的機能を発揮する目的で指定されているため、無許可による土地の形質の変更や立木伐採により、その機能が失われるようなことは、あってはならないものと考えます。

昨年12月に、釧路市音別町の太陽光発電事業計画地内において、事業者が保安林内で許可を受けずに水路を設置し、道が行政指導したとの報道がありましたが、これまでの経過と今後の対応について伺います。

次に、地元の意見についてであります。

釧路市の蝦名市長は、先月20日、4団体からの要望書を手渡された際に、道に対し、中止を含

め、抜本的な見直しの検討を求めるとの意見書を提出したとの報道がありました。この釧路市長による意見書について、道はどのように受け止め、対応したのか、伺います。

次に、今後の対応についてであります。

道内では、太陽光発電所や風力発電所を中心に、再生可能エネルギーの導入が各地で計画されておりますが、中には、本道の豊かな自然環境や生活環境への大きな影響が懸念されている事業もあり、反対運動につながっているといったケースも見られております。

再生可能エネルギーの導入は、ゼロカーボン北海道の実現に向けて進めていかなければならないものと考えますが、環境を破壊してまで導入するというのは本末転倒であります。

このような課題に対して、道は、今後どのように対応していくのか、知事の見解を伺います。

次に、移住、定住の促進についてであります。

今日、道内の各地域においては、高齢化と併せて人口減少が加速し、中心市街地の空洞化や空き家の発生などをはじめ、地域の経済や住民生活に影響を及ぼす様々な課題が生じてきているものと考えます。

一方で、今日、コロナ禍を経て、生活様式が変わりつつある中、住民の求める暮らしのニーズが変わってきており、地域を持続可能な形で維持していくためには、こうしたニーズにしっかりと対応し、居住環境の整備や雇用の受皿づくりを進め、地域の発展につなげていくことが重要であるものと考えます。

私は、2月下旬に、私の地元であります釧路市と連携して長期滞在の取組を推進しております、くしろ長期滞在ビジネス研究会を視察し、代表の方と様々な意見交換を行ってきたところであります。

釧路市は、釧路湿原などの豊かな自然、おいしい海産物、酪農・畜産品、夏の冷涼な気候などを有し、現在、12年連続で長期滞在全道1位となっており、昨年のような猛暑を踏まえますと、関係人口の拡大や移住、定住の促進といった面において、今後、さらにほかの地域との差別化を図り、その優位性を大きく発揮することができるポテンシャルを有しているものと考えます。

そこで伺います。

まず、現在、国においては、地方の人口減少に歯止めをかけ、地方への人の流れを拡大することなどによる地域活性化を目指して、都市と地方に生活拠点を持つ2地域居住の推進に向けて、新たな制度の創設に向けた検討により、関連法案が提出されたものと承知をしております。

今後、地方への人の流れの創出、拡大による地域活性化を図っていく上で、この2地域居住という新しいライフスタイルの展開について、道の所見を伺います。

次に、移住、定住の促進についてであります。

2地域居住などをはじめとする、継続的に地域を訪れ、住民と交流を深めるなど、様々な形により地域との関わりを構築していく関係人口の拡大から、さらにもう一步進めて、生活の本拠を道内に移していただく移住、定住の促進に取り組むことが、地域の活力を維持し、持続的に発展していくためにも必要と考えますが、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺いま

す。

次に、アキサケ資源対策についてであります。

さきに2023年における道内の漁業生産状況が公表されましたが、漁獲量が約108万トンと前年並みを確保した一方で、漁獲高については前年対比13%減の2781億円とのことであります。

また、アキサケについては、漁獲量が5万8000トン、漁獲高は379億円と、前年より減少したところと承知をしております。

本道を代表する魚種であるアキサケは、人工ふ化放流事業により、毎年、約10億尾の稚魚が全道各地で放流されており、平成16年には過去最高となる6000万尾を超える来遊が記録されたところであります。

しかしながら、近年は、海洋環境の変化などの影響を受けて、来遊数は減少が続いており、中でも、漁獲尾数が1922万尾と大きく落ち込んでいるなど、漁業や水産加工業など地域経済へ大きな影響を与えているところであります。

本道の重要な水産資源であるアキサケについて、資源の減少要因の解明と対策を講じていく必要があるものと考えます。

知事は、このような状況をどのように認識し、今後、アキサケ資源の回復に向け、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、災害に強いまちづくりについてであります。

本年1月に発生した能登半島地震では、最大震度が7に及び、家屋の倒壊や土砂災害、火災、津波などの災害が複合的に発生したことにより、死者数が200人を超えるなど、甚大な被害となりました。

亡くなられた方々へ、改めてお悔やみを申し上げるとともに、今なお、被災され、不自由な生活を余儀なくされている住民の方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

このたびの地震を踏まえ、改めて、地震が発生した際には、まずは何が何でも逃げることが重要でありますし、その後の救助を行うといった観点から見ても、市街地防災を強化することの重要性というものを、今回、目の当たりにさせられたところでもあります。

道では、釧路都心部の鉄道高架事業の導入に向けて、現在、調査検討を進めているものと承知しております。今後30年以内に発生する確率が高まっている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などに伴う津波から円滑に避難する体制を構築するため、鉄道南北を結ぶ道路は非常に重要な避難路であり、可能な限り、多くの道路を通すことはもとより、直線化を図るなど、防災上の観点を見失ってはならないものと考えます。

一方、去る2月21日、釧路市において第3回釧路都心部まちづくりフォーラムが開催されたところでありますが、駅南部の北大通と駅北部の共栄大通を結ぶ道路をL字型にし、バス専用道路にするなどといった計画案が示されたところでもあります。

しかしながら、いち早く避難することを最優先に考えますと、駅の南北を接続する道路については、直線化を優先することが重要と考えます。立体交差事業と駅舎改築については事業主体が

北海道であり、まちづくりは釧路市と認識をしておりますが、駅下の道路の形状によっては駅舎の構造にも影響することから、駅の南北を接続する道路形状については、より慎重な判断が重要と考えます。

これまで、鉄道線路が避難の際に支障となっていたといった状況を踏まえ、なるべく多くの箇所、線路の北側内陸地域へ移動できるようにすることは、津波発生時における避難、そして、被災後の救助の効率化が図られることなどを踏まえると、地震時の防災性強化において大変重要であるものと考えております。

そこで、鉄道高架による防災面での効果と、釧路都心部で計画している高架事業の今後の対応について伺います。

次に、教育問題についてであります。

学習指導要領に掲げている、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向け、教育の質の向上を実現させるには、何より、直接、学校教育を担う質の高い教員を確保することが不可欠であるものと考えますが、全国的に教員志願者の減少傾向が続いており、教員の人材確保に向けて、働き方改革を加速化させ、学校が働きやすい職場となるよう、環境整備が急務であると考えます。

このため、現在、国においては、学校における働き方改革をはじめ、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実について総合的な検討が進められており、昨年8月には、緊急的に取り組むべき施策として、業務の適正化や働き方改革の実効性の向上、勤務環境整備等の支援について提言が出され、この春には答申が出されるどころと伺っております。

さきの第4回定例会の我が党の一般質問では、教育長から、これまで以上に実効性のある働き方改革を進めていく必要があり、教員志願者にとって魅力ある職場となるよう着実に進める旨の答弁がありました。

先日の委員会、新たなアクション・プランの案が示され、指標や目標値を新たに設定するなど、道としても、これまで以上に働き方改革を加速させようとの思いがうかがえますが、どのような点に重点を置き、働き方改革を着実に実行していく考えなのか、教育長に伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長 富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事 鈴木直道君（登壇） 田中英樹議員の質問にお答えいたします。

最初に、太陽光発電事業に関し、まず、釧路市の意見についてであります。市長からは、市が策定したガイドラインにおいて、太陽光発電施設を設置するのに不適当な保安林などのエリアが計画地に含まれることから、計画の中止を含め、抜本的な見直しの検討を求めることに加え、環境影響評価法に基づく配慮書手続中にもかかわらず、事業者が森林法に違反する行為を行ったことにより、今後、地域住民の理解が得られるかは疑問であるといった意見があったところであり、事業による環境影響や地元理解について強い懸念が示されたものと考えております。

道では、環境影響評価審議会での審議結果はもとより、釧路市長の意見も踏まえ、2月22日に、事業者に対し、事業予定地やその周辺の環境の重要性を再認識し、必要に応じて計画の抜本

的な見直しを行うことなどを求める知事意見を述べたところでございます。

次に、今後の対応についてであります。2050年のゼロカーボン北海道の実現に向けては、再生可能エネルギーの導入促進とともに、本道の豊かな自然環境を将来にわたって引き継いでいくことが重要と考えているところであります。

このため、事業実施に際しましては、地域の良好な環境が保全されるよう、環境への影響回避、または十分に低減していく必要があると考えており、再生可能エネルギーの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、環境影響評価制度の適切な運用などを通じ、市町村や専門家の意見を伺い、事業者に対し適切な対応を促しながら、地域の皆様の御理解の下で、環境に十分配慮した事業が進められるよう取り組んでまいります。

次に、移住、定住の促進に関し、今後の取組についてであります。道内への移住促進に当たっては、コロナ禍を契機とした地方への関心の高まりや、テレワークといった新しい働き方の進展など、人々の意識や行動の変容を的確に捉え、時期を逸することなく、地域と一体となって、個々のニーズに応じた道内への受入れ定着に向けた取組を展開していくことが重要であります。

道としては、首都圏における移住の総合相談窓口などを活用し、2地域居住などにつながるよう、若年層や子育て世代に向け、本道の多様な魅力や暮らしの情報を発信するとともに、住まいや仕事、子育てといった様々な課題について、市町村と連携を図り、受入れ体制を強化するなど、本道への人の流れの創出、拡大を図りながら、移住、定住の促進に向けて取り組んでまいります。

最後に、アキサケ資源対策についてであります。本道漁業を代表するアキサケは、資源の早期回復が喫緊の課題であり、道では、これまで、栄養を強化した餌料による健康な稚魚の生産や適期放流などに取り組んできたところでございます。

このような中、試験研究機関によると、近年、漁獲が始まる9月以降、沿岸域の海水温が大きく上昇し、回帰した資源に影響を与えているとしており、海洋環境の変化に対応した新たな取組が必要と考えております。

このため、道では、先般設置した大学、試験研究機関や増殖団体で構成する秋サケ資源対策検討会議において、新たな研究成果や各地域における増殖事業の課題を情報共有しながら、本年8月をめどに減少要因の分析と効果的な対策を取りまとめ、アキサケ資源の早期回復と漁業経営の安定に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 建設部長白石俊哉君。

○建設部長白石俊哉君（登壇）初めに、道立広域公園の整備についてであります。道立広域公園は、広域的なレクリエーション需要に応え、余暇活動や健康増進、子育て支援などに寄与するとともに、地域振興においても重要な役割を果たしております。

新たな公園の整備に当たりましては、コンセプトや整備、運営といった事業手法などを示しま

す基本構想を策定した後、公共事業事前評価や都市計画決定、さらには事業認可といった手続が必要でございます。

道では、昨年7月、白糠町泊別地区を釧路地域初の道立広域公園の候補地として決定し、基本構想の策定に向け、9月からマーケットサウンディングを実施し、官民連携による事業手法などの検討を進めているところでございます。

今後、民間事業者からの提案を踏まえるとともに、広く地域の皆様の御意見を伺いながら、引き続き、具体的な整備に向け、公園に求められる機能などの検討を進め、利用者ニーズに柔軟に応えられる魅力あふれる公園となるよう取り組んでまいります。

次に、災害に強いまちづくりに関し、鉄道高架事業についてであります。鉄道を高架にすることにより、駅周辺の市街地の一体化が図られることで、都心部のにぎわいが創出されますとともに、新たな道路ネットワークが構築され、災害発生時においては、住民の避難はもとより、緊急車両の通行が容易になるなど、防災、減災の面からも効果が期待されます。

釧路市では、鉄道高架を基本とした、釧路都心部まちづくり計画を令和3年に策定しており、令和4年度からは、釧路地方総合開発促進期成会より、鉄道高架の整備について要望をいただいております。

道では、今年度から、釧路市都心部の現状を把握するため、交通量や土地利用などの調査を行っており、今後も、調査を継続するとともに、釧路市と密接に連携し、地域の意見の把握に努めますほか、鉄道高架による交通の円滑化や周辺環境に及ぼす影響などについて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 環境生活部長加納孝之君。

○環境生活部長加納孝之君（登壇）初めに、太陽光発電事業に関し、環境影響評価法の対象となった経緯についてでございますが、平成24年の電力の固定価格買取制度、いわゆるFIT制度の導入に伴い、全国的に大規模な太陽光発電施設の設置が相次ぎ、その結果、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化など、様々な問題が顕在化したことを踏まえ、国では、令和2年に、一定規模以上の太陽光発電事業を環境影響評価法の対象として追加することとしたところでございます。

次に、配慮書についてでございますが、環境アセスメント制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業について、事業者自らが、事業の実施に伴う環境への影響について、事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、地域の住民の皆様などから意見をお聞きした上で、十分な環境保全対策を講じることなど、必要な手続を定めたものであります。

アセス手続といたしましては、環境配慮事項の検討結果を示した配慮書、調査、予測、評価の実施方法を示した方法書、それらの結果をまとめた準備書など、段階的に必要な書類を作成、公表しながら進められていくこととなります。

このうち、配慮書は、事業者が計画立案段階におきまして、事業の位置や規模などの検討に際

し、住民や市町村などの意見を聞きながら、重要な自然環境や良好な景観への影響など、地域の環境保全に配慮すべき事項を把握するために作成されるものであります。

以上でございます。

○議長富原亮君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）太陽光発電事業に関し、森林法違反への対応についてであります。道では、昨年12月15日に、計画予定地に水路を設置したとの事業者から釧路総合振興局への報告を受け、凶面で確認しましたところ、保安林内である可能性が高いことから、12月22日に、事業者や釧路市の立会の下、現地調査を実施いたしました。

調査の結果、保安林内で許可を受けずに水路を約250メートル設置していることが判明したため、事業者に対し、工事の即時中止を求めるとともに、復旧計画書を速やかに提出するよう行政指導を行ったところであり、今後、当該計画書に基づき、適切に復旧を進めるよう指導してまいります。

また、今回の事案を踏まえまして、市町村や森林管理署など地域の関係者と連携しながら、監視体制の充実強化を図り、違反行為の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部地域振興監督原裕之君。

○総合政策部地域振興監督原裕之君（登壇）移住、定住の促進に関し、2地域居住についてでございますが、国では、コロナ禍以降、若年層を中心に、首都圏在住者の地方移住への関心が高まる中、2地域居住の促進は、地方への人の流れの創出、拡大に向け、個人の多様なライフスタイルの実現に加えて、地域力を高める関係人口の創出、拡大等を通じた魅力的な地域づくりのための有効な手段でありますことから、関連法改正案を今国会へ提出されたものと承知しております。

道におきましても、2地域居住は、人口減少が進行する中、地域の活性化や移住、定住につながる有効な施策と認識しておりまして、今後の国の動向も注視しながら、2地域居住をはじめとした関係人口の拡大に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）田中英樹議員の御質問にお答えをいたします。

学校における働き方改革についてであります。教員が健康でやりがいを持って働き続けることのできる職場環境としていくことは、子どもたちの学びの充実だけではなく、教員志願者にとって魅力のある職場づくりにもつながるものです。

そのため、今後、新たなアクション・プランに基づき、校務の効率化や役割分担の推進などを重点に、現場の教職員との対話を重ねながら、学校の実情に応じた業務の削減や見直しを徹底するとともに、道立学校へのICT支援員の新規派遣や、副校長・教頭マネジメント支援員の活用による効果の検証など、外部人材のより積極的な活用により、適切な業務分担を推進するなど、

働き方改革の実効性を高めてまいります。

道教委といたしましては、新たに定めた目標や指標の進捗を的確に把握しつつ、保護者の皆様や地域の方々など、幅広い関係者との対話を通じて認識の共有を図りながら、教職員が働き方改革を実感できる職場づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 田中英樹君の質問は終了いたしました。

浅野貴博君。

○45番浅野貴博君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議の浅野貴博です。

通告に従い、以下、一般質問させていただきます。

道政執行方針において、鈴木直道知事は、安心して住み続けられる地域づくりと、北海道の魅力を世界に発信する政策を掲げ、その実現のために予算案を提示されています。

これらのビジョンを現実のものにするには、私たち議会との真摯な議論を前提としつつも、道行政を実際に担う道職員の皆様が高い意識を持って仕事に邁進できる環境づくりが欠かせません。

この観点から、以下、道職員の士気の向上について伺います。

初めに、若手職員との対話の機会についてです。

令和元年第3回定例会で、我が会派の村木中議員から、入庁式の実施について質問をし、知事からは、新たに入庁式の実施について検討するとの答弁がありました。その後、コロナ禍の蔓延により、実施できていないと承知します。

道職員としてのスタートを切る入庁初日は、道民のために頑張ろうと意気込む若者にとって、人生の大きな節目に当たる日であり、知事から、直接、歓迎の言葉や思いを伝える入庁式を実施することは、新規採用職員の士気を高め、希望と意欲を持ってそれぞれの職場で活躍してもらうための大切な取組と考えます。

来年度の入庁式の実施に関する知事の考えを伺います。

また、入庁式にとどまらず、知事が職員に直接語りかける機会をこれまで以上に増やすことは、若手職員のモチベーションを高め、長く道庁で働いてもらうためにも必要だと考えますが、知事の考えを伺います。

次に、若手職員の自由な発想による取組の推進について伺います。

留萌振興局では、令和3年に、庁内横断的に若手職員が集う組織——RuRuメイトが結成され、定期的に会議を持ちつつ、インスタグラム公式アカウント「RuRuTime」を通じ、天塩町、遠別町、初山別村、羽幌町、苫前町、小平町、留萌市、増毛町の留萌管内1市6町1村の自然、食、地域で頑張る方々の取組、並びに、自身が所属する部署での仕事など、幅広い魅力発信に取り組んでいます。

このように、若い職員たちが、積極的に、自分たちの発想でアイデアを出しながら、施策の発案や課題解決に向けた提案などを行い、地域の魅力や強みを発信するという取組は、北海道の魅

力を世界に発信することはもちろん、道庁の人材確保にもつながると考えます。

若い職員が自由闊達な議論を行える職場風土づくりに向けて、道は今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

また、道行政を前に進めるためには、若手職員のみならず、世代を超えて、全ての職員の士気向上が必要です。道職員の定年延長が始まった今、年齢は高くとも、やる気に満ちた人材を積極的に活用することも重要と考えます。

例えば、なかなか若手の応募がない僻地医療の現場においては、人生経験豊富な医師に活躍してもらえることが多く、令和元年、羽幌町天売島の道立診療所に、当時の定年を超えた70代半ばの方が意欲を示し、保健福祉部地域医療局と総務部人事局の担当者が知恵を絞り、常勤職員ではない形で勤務してもらおう形をつくっていただいた事例があります。

一方、地域医療振興財団で行っている各地における常勤医の募集サイトでは、例えば、道立焼尻診療所において募集する医師の年齢要件は70歳までとされています。過去の事例に鑑みても、募集年齢より高年齢の医師であっても気力、体力に優れた人物はいるものと思われることから、道が率先して、年齢のみで区切らない募集方法を検討すべきと考えますが、この点に対する道の認識を伺います。

次に、安心して住み続けられる北海道づくりに関し、以下伺ってまいります。

まず、コロナ後の地域医療についてです。

コロナ対策が終了した今、空床補償等のコロナ補助金は本年をもってなくなります。

総務省は、公立病院経営強化ガイドラインを発出し、各公立病院に対して、公立病院経営強化プランを策定することを求めています。

ガイドラインの中では、役割・機能の最適化と連携強化、医師・看護師等の確保と働き方改革などがうたわれていますが、留萌管内は、留萌市立病院が、管内で唯一、急性期機能を有し、隣接する空知地域からも急病患者を受け入れているように、機能分化が既に出来上がっているものの、慢性的に医師・看護師不足に苦慮し、さらには、今後も減少の危機に立たされている現状にあります。

また、医師が少ないがために、患者の受入れを制限せざるを得ず、患者受入れの制限が症例数の減少を招き、キャリアアップを望む医師が着任を敬遠し、さらなる医師不足を招くという悪循環に陥り、病院経営、安定した地域医療の維持がそもそも大変厳しい地域にあります。

コロナ禍以後、本道の公的・公立病院の経営は厳しさを増すことが予想される中、地域の公的・公立病院においては、独自の経営努力のみでは限界があり、国、道が医師、看護師等の確保に力を入れるなどして経営を下支えすることが必要であると考えます。

道の認識並びに今後の取組について、知事の所見を伺います。

次に、子ども政策についてです。

令和5年4月に施行されたこども基本法の中では、全ての子どもが個人として尊重され、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会を確保することなどがうたわれていま

す。

この基本理念を踏まえ、道は、こどもの意見反映推進事業として、道内14振興局の中から小中高をそれぞれ1校ずつ選択し、道政全般に対する子どもの意見を聴取し、道政に反映させる考えでいると承知します。

このこと自体は非常に重要と考えますが、他の都府県と比較しても広域分散という特徴を持つ本道において、意見聴取を行う地域の選定に当たっては、公平性維持のために慎重な検討を要すると考えます。

また、道政上の課題について意見を求める際に、子どもの発達段階に応じた分かりやすい設問の設定が求められ、大人が答えを誘導するようなことがあってはなりません。

子どもの意見反映に考えられる懸念、課題について、道は、どのように認識し、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、本道における賃上げに関し、まず、道内版政労使会議について伺います。

本年2月7日、道内版政労使会議が開催され、賃上げを主眼に置いた議論がなされたと承知します。

ラピダスの進出をはじめ、半導体関連産業の集積が今後期待される道央圏と、直接、その恩恵が及びづらいと考えられるその他の地域とでは経済状況も異なっており、全道的な賃上げをいかに進めていくのかが今後の課題であります。

今回の政労使会議の議論を踏まえ、道として全道的な賃上げ実施に向けた課題にどのようなものがあるかと認識しており、その課題解決に向けて今後どのように取り組むのか、伺います。

次に、商工会議所、商工会への支援について伺います。

地域の事業者と確かな人間関係を築き、親身な経営指導に当たっている商工会議所と商工会に対して、道は、小規模事業指導推進費補助金の交付等を通じ、経営指導員等の人件費を補助していること承知します。

一方で、道は、各地域における小規模事業者数をベースに、人件費を補助する経営指導員等の人数を定めており、令和7年度以降、相当数の商工会議所が定数減となることを見込まれています。また、直ちに定数減とはせずとも、現在の人員が退職などした場合には、新たに補充しない方針が示されている商工会議所もあります。

本道において一過性でない持続的な賃上げを実現する上では、道内企業への経営支援が重要であり、商工会議所、商工会に求められる役割は一層重要性を増します。この観点から、小規模事業指導推進費補助金の金額並びに設置定数の拡充などの支援が必要であると考えますが、道の認識を伺います。

次に、日本海側の防災体制強化について伺います。

地震調査研究推進本部が2020年に公表した予測数値では、石川県能登半島で今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は0.1%から3%未満とされており、本道の日本海側の大半の地域でもほぼ同等の確率とされています。

このことを受け、道としても高い確率での発生が予想される日本海溝・千島海溝地震、太平洋側地域はもちろんですが、日本海沿岸においても、住民意識の向上や避難路の確保等の備えを強化する必要があります。

石川県能登半島地震の発生を受け、本道の日本海側における防災体制の強化に対し、これまでの対応を踏まえ、今後、道はどのような取組を行うのか、伺います。

次に、代替道道の整備について伺います。

今回の石川県能登半島地震において、初動を含めた政府の対応を著しく困難にした最大の要因は、半島という地形的特徴を持つ同地域の国道が遮断され、交通アクセスが制限されたことであるとされており、一つの国道が止まったときに地域の交通がストップするという事態を避けるべく、本道においても備えを進める必要があります。

留萌管内の苫前町と小平町の間には、昭和59年に道道認定された道道苫前小平線がありますが、その中の約9キロメートルの区間が事業化に至らず、未開通のまま残されています。国道232号線では、過去、幾度となく大雨による土砂崩れ等により通行止めが生じており、代替道道の整備が求められています。

同未開通区間の事業化を目指し、地域にとってこの区間の事業化がなぜ必要かを様々な角度から検討し、事業化に向けた研究を進める組織、道道苫前小平線未開通区間事業化研究会が令和4年12月に結成され、現在に至るまで、地元の留萌建設管理部の親身なサポートを受けながら、現地視察や実務者協議等の活動を積み重ねております。

道として、石川県能登半島地震の発生を受け、同じく日本海側の留萌管内における代替道の整備の必要性についてどのように認識をしているのか、伺うとともに、留萌管内における代替道の整備に向けて今後どのように取り組むのか、伺います。

次に、除排雪体制の充実に関し、初めに、事業量の確保について伺います。

昨年12月下旬に、留萌市では、観測史上最大の降雪に見舞われ、市内を運行するバスが運休になるなど、市民生活に大変な不便が生じました。本年2月20日時点の道内各地の積雪の深さを平年比で見ると、留萌市は157%と、道内随一の高さとなっております。

除排雪をはじめとする道路維持業務を担う事業者は、除排雪に必要なダンプなどの車両を保有していますが、冬期間のみならず、雪の降らない春、夏、秋においても安定した公共事業が確保されてこそ、車両の維持が可能となり、冬の除排雪への対応が可能となります。

道として、1年を通じて安定的に車両の維持が可能となるよう、公共事業予算の確保に努め、道民生活を守る上で欠かせない除排雪という使命を果たしている事業者の経営を支えるべきと考えますが、認識を伺います。

次に、自衛隊との連携について伺います。

道は、地域防災計画に基づき、大雪や暴風雪などの災害に対処するため、北海道防災会議雪害対策連絡部を設置しており、また、令和4年2月に発生した札幌駅発のJRが全て運休になるなどの事態を引き起こした札幌圏での大雪を受け、雪害時に災害派遣要請が必要となる事態が発生

した場合、道は、自衛隊との連携も含め、降雪期に備えてきているものと承知します。

今冬の観測史上最大の降雪を受け、留萌市民をはじめ、管内住民からは、今回の大雪は災害級であり、自衛隊に支援を求めるべきとの声が寄せられました。

しかし、自衛隊は、国防を本来業務とする組織であり、自衛隊の出動以外に対応できる手段がほかにない状況とならない限り、道としても出動要請を行わないものと理解しています。

道として、豪雪時に自衛隊への出動を要請する際の基準、目安というものを道民に示し、自衛隊出動を求める地域住民の声を受け止めつつも、自衛隊が担っている国防という業務への理解促進を進めるべきと考えますが、道の認識を伺います。

次に、野生鳥獣被害対策に関連し、まず、交通事故等の防止について伺います。

本年に入り、留萌管内増毛町の果樹園で、リンゴの木の皮がエゾシカによって食べられるなどの食害が生じており、エゾシカやアライグマ等の野生鳥獣による1次産業への被害は拡大の一途をたどっております。

国道232号線では、特に、小平町内の沿線において、冬期間、山側の斜面に多くのエゾシカが現れ、食物を食べ、時に道路側まで下りてくる個体もあり、道路交通上、大変危険な状況となっております。

現在、道は、ポイントに箱わなを仕掛け、捕獲する取組を行っているとは承知しますが、現在までの効果について伺います。

また、国道232号線は、地元住民のみならず、多くのドライバーが通行するため、十分な注意喚起を行う必要がありますが、道並びに道警本部の認識を伺います。

次に、市町村との連携について伺います。

エゾシカをはじめ、有害鳥獣の駆除を進める上では、多くのハンターにより、多くの頭数を狩猟しやすい環境整備が欠かせず、その一環として、捕獲後の残滓処理が重要です。

留萌管内では、増毛町、留萌市、小平町の3市町で南部衛生組合を組織しており、エゾシカの残滓の受入れを行っていますが、それは平日に限られています。多くのハンターが狩猟活動を行えるのは土・日、祝日が多く、残滓処理がネックとなって十分な駆除が進まないおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、道と市町村が連携して対処していくことが重要であると認識しますが、この点に対する道の認識を伺います。

次に、総合的な防衛体制の強化について伺います。

国において、令和4年12月に国家安全保障戦略を閣議決定し、防衛力の抜本強化を打ち出すとともに、研究開発や公共インフラ整備等の4分野における取組を推進し、総合的な防衛体制を強化するとしています。

このうち、公共インフラ整備については、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、インフラ管理者との間で、円滑な利用に関する枠組みを設け、これらを特定利用空港・港湾とすることとしています。

その上で、国は、それらの空港、港湾について、あくまで民生利用を主としつつも、自衛隊、海上保安庁の航空機、船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図ることとしていますが、自衛隊や海上保安庁の航空機や船舶が空港、港湾を利用しやすくなることで、大規模災害への迅速な対応が可能となるほか、例えば、自衛隊の船舶が道内の港湾に寄港した場合には、給油や給水などの物資補給や乗組員の消費活動によって、地域経済に大いに寄与することが期待されます。

私の地元・留萌においても、経済界などから、こうした港湾の有効活用に期待する声も寄せられているところでありますが、以下、知事に数点伺います。

報道によりますと、道内では、室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港の5港がこの候補になっているとされています。この円滑な利用に関する枠組みを設けることについて、知事はどう受け止めているのか、伺います。

また、本枠組みを設ける作業は今後どのようなスケジュールで進むのか、伺います。

ロシアによるウクライナ侵攻から2年が経過し、いまだ停戦の兆しが見えません。北朝鮮は、拉致問題の解決に真摯に取り組むこともなく、ミサイル発射を繰り返し、中国は、軍拡を進め、武力による台湾統一の方針を隠さずにいます。

このように、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく、複雑な状況にあります。総合的な防衛体制の強化は、我が国が早急に取り組まなくてはならない重要な課題であると考えます。

このことを踏まえ、知事は、石狩湾新港管理組合の管理者の立場から、また、苫小牧港及び石狩湾新港管理組合の構成団体である道の知事の立場から、国が進める、円滑な利用に関する枠組みを設ける取組に協力すべきと考えます。知事の認識を伺います。

最後に、世界に向けた本道の魅力発信に関連し、観光資源としての大雪の活用について伺います。

先ほど述べたように、昨年12月以降の留萌市における大雪は全国的に報じられることとなり、留萌は、とにかく吹雪の多い、雪の大変なまちとして、全国的に知られることとなりました。これは、まさに地域振興の大きなチャンスと捉えるべきと私は考えます。

国土交通省が策定する第9期北海道総合開発計画では、各開発建設部が地元の関係機関と連携して地域発展を図る地域共創チームの結成がうたわれており、留萌開発建設部では、観光振興、物流、ゼロカーボンの3テーマを主眼としたチームが今後結成される見通しです。

その中の観光振興チームでは、今冬の大雪を受け、大雪、吹雪を観光資源の一つとして観光振興を検討する議論が進むことが今後期待されています。

例えば、温暖化によって世界的に雪が少なくなり、不足している中、通常の降雪に見慣れた海外からの観光客にとっては、安全を確保しながらも、大雪やホワイトアウトを実際に体験し、さらには、独居老人宅や商店街における雪かきを行ってもらおうといった観光メニューも新鮮に映るかもしれません。

例えば、さっぽろ雪まつりに集う方々に留萌管内への周遊を促すことで、オーバーツーリズムの解消並びに全道の観光の底上げにつながることも期待できます。

道は、大雪を観光資源として活用しようとすることに對して、どのような認識を有し、今後どのように取り組むのかを伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）浅野議員の質問にお答えいたします。

最初に、道職員の入庁式などについてであります。近年、人口減少に伴う労働力不足などにより、公務職場を含め、人材確保が困難な状況となっている中、数ある就職先の中から道庁を選び、入庁していただく新規採用職員は、北海道の未来を担う貴重な人材であると認識しております。

このため、これまで、新規採用職員に対しましては、入庁初日に、訓示やビデオメッセージなどを通じて、私から歓迎の意や道職員としての心構えなどを伝えてきたところでありますが、来年度は、新たにオンラインも活用した入庁式を開催することとし、北海道の確かな未来のため、私と一緒に挑戦をする職員になってほしいとの思いを直接伝え、意欲を持って、職員としての第一歩を踏み出していきたいと考えております。

また、入庁式に限らず、職員研修など、様々な機会を活用し、全道各地の若手職員に北海道の価値や将来について語りかけるなど、職員一人一人がこれからの北海道をつくる当事者であるという気概を持って、様々な行政課題に積極的に挑戦できるよう取り組んでまいります。

次に、安心して住み続けられる北海道づくりに関し、まず、子どもの意見反映についてであります。こども基本法に基づき、本道の未来を担う子どもたちが意見を述べ、社会に参画できる場や機会をつくることは、道の施策の質の向上にもつながるものであり、重要な取組であります。

新たに実施する事業は、道の様々な分野の施策をテーマとし、全道の子どもたちから、インターネットを活用して幅広く御意見を伺うほか、それを具体化して施策に反映できるよう、地域に出向き、子どもたちと直接対話することとしておりますが、その際、地域バランスなどに配慮するとともに、年齢等に応じ、積極的に意見を言える環境をつくることなどが課題であります。

道としては、今後、国から示されるガイドラインや他県の取組を参考としつつ、子どもの未来づくり審議会で、効果的で実効性のある事業となるよう検討を進めるほか、社会全体で子どもの主体的な社会参画を後押しする機運の醸成にも努めながら、子どもたちの意見を尊重することができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、賃上げについてであります。本道は、全国より速いスピードで人口減少や少子・高齢化が進展し、人手不足が深刻化するとともに、道内の従業員の8割以上の方々が働く中小・小規模企業にあっては、原油・原材料価格の高騰が長期化するなどの影響を受け、経営環境が一層厳しさを増しております。

こうした中、道内の企業が物価上昇に負けない持続的な賃上げを行っていくためには、労務費を含むコスト上昇分の適切な価格転嫁や、企業の生産性の向上が重要であります。

このため、道では、関係機関と連携し、下請取引の適正化などに取り組むパートナーシップ構築宣言の普及を推進するほか、働き方改革の推進はもとより、伴走型の経営相談や専門家の派遣など、きめ細かい支援を行うとともに、賃上げ機運が全道に広がるよう、このたび採択された共同宣言について、全振興局を通じ、道内の中小・小規模企業に周知するなど、政労使一体となって道内全体で賃上げしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

次に、今後の地震・津波対策についてであります。地震や津波から道民の皆様の命を守るためには、防災教育の充実や地域における避難経路の確保など、様々な対策に取り組んでいくことが重要であります。

このため、道では、これまで、市町村が行う防災訓練への支援や一日防災学校の開催など、各種の防災教育を実施するとともに、一般道路による避難が困難な場合などには、道が管理する急傾斜地崩壊防止施設や治山施設の管理用通路を市町村が避難経路として使用できるよう取り組むなどしてきたところでございます。

こうした取組に加え、来年度は、日本海沿岸の市町村が実施する訓練に、これまで以上に積極的に支援、参画することとし、地域のニーズに応じて、専門家による防災講話や段ボールベッドの組立て訓練などを実施するほか、早期避難の重要性を住民に伝える講師の養成講座を開催するなど、防災訓練や防災教育の充実強化を図り、日本海沿岸における地域防災力の向上につなげてまいります。

最後に、安心して住み続けられる北海道づくりについて、今後の対応についてであります。今般、国が進める、円滑な利用に関する枠組みは、自衛隊及び海上保安庁が安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うためには重要であるものと認識しておりますが、本取組に対し不安や疑問を抱く方もいることと思っております。

このため、道では、国に対し、先月、港湾の利用者や周辺の住民はもとより、広く道民の皆様に対し、丁寧かつ十分な説明や周知を行うよう要望したところであり、国は、本取組に関する説明や周知を行うため、一昨日、質疑応答集を公表するとともに、対応する窓口を示したところでもあります。

私としては、こうした国による周知の状況を見極めるほか、関係自治体の意向や港湾運営への影響などを考慮しつつ、議会での議論も踏まえながら、石狩湾新港の管理者として、また、苫小牧港管理組合の構成団体である道として、円滑な利用に関する枠組みについて、適切に判断をしてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部職員監谷内浩史君。

○総務部職員監谷内浩史君（登壇）道職員の士気の向上に関しまして、若手職員の能力発揮に向

けた取組についてであります。人口減少の進行などに伴い、様々な地域課題に直面している中、若手職員が、意欲を持って自由な発想で、課題の解決や地域の魅力発信に積極的に取り組める環境づくりがますます重要であります。

このため、道では、地域でのフィールドワークを通じ、具体的な政策提言を行う研修や、新たな道政課題に対し、政策提案を行う政策開発推進事業を実施しておりますほか、課題解決への優れた取組を行った職員の表彰制度を設けるなど、職員のモチベーションや組織活力の向上に向けた様々な取組を進めてきているところであります。

また、留萌をはじめ、各振興局では、SNSを活用した地域資源の情報発信や、市町村職員との合同研修など、地域の課題解決に向けた若手職員による独自の取組も行っているところであります。

さらに、新たに作成しました、管理職員のためのマネジメントテキストを活用いたしまして、職場内での上司と部下の活発なコミュニケーションが取れるチームづくりにも取り組んでいくこととしており、道といたしましては、こうした取組を充実させながら、今後とも、職員のやりがいを高め、新たな挑戦を後押しする職場風土づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）初めに、道職員医師の確保についてでございますが、道は、今年度、医師の定年を1歳引き上げ、66歳としておりますが、離島など人材の確保が難しい道立診療所の医師につきましては、特例として70歳としていた定年年齢を、同様に1歳引き上げ、71歳としております。

道では、これまで、この特例を活用し、道のホームページや医師の求人サイトで幅広く募集を行いますとともに、定年年齢を超える医師から応募の意向が示された場合には、臨時的任用職員として採用するなど、確保に努めてきたところでございます。

今後とも、道立診療所における医師の確保に当たりましては、求人サイト等の活用はもとより、定年年齢を超えた医師の採用に向けては、年齢制限のない任期付職員としての募集や臨時的任用職員としての採用を検討するなど、様々な手段を講じながら医師の確保に努めてまいります。

次に、地域医療の確保についてでございますが、公立病院では、救急や小児、周産期などの不採算医療を担うほか、昨今の新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響も受けるなど、厳しい経営状況が続く中、経営強化プランの策定に取り組んでおりますが、地域では、医師や看護師などの確保に苦慮しているものと承知をしております。

このため、道では、地域の中核的な公立・公的医療機関を地方・地域センター病院として指定し、医師派遣等を行っているほか、地域医療支援センターからの医師派遣、地域卒医師や自治医科大学卒業医師の配置など、医師の偏在対策に取り組むとともに、修学資金貸付制度やナースセンター事業、院内保育施設への支援などの看護職員確保対策を行ってきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、地域で必要とされる医療を担えるよう、地域医療介護総合確保基金等を活用した支援を行いますとともに、医療対策協議会などの御意見を伺い、実効性のある医療従事者確保施策の推進に努めるなど、医育大学や関係団体等との連携を図りながら、道民の皆様が道内のどこに住んでいても必要な医療が受けられるよう、地域医療の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）商工会議所、商工会への支援についてであります。エネルギーや原材料価格の高騰が長期化するなど、道内の中小・小規模事業者の方々の経営環境の厳しさが増す中、事業の継続や持続的な賃上げの実現に向けましては、事業者の経営基盤の強化が重要でございます。地域の中小・小規模事業者に寄り添う商工会議所や商工会は、支援機関としての重要性が高まっております。

一方で、急速に進行する人口減少や後継者不足などにより、地域の商工業者数や会員数が減少するなど、商工会議所等の運営を取り巻く環境は厳しさを増していると認識しております。

道といたしましては、こうした実情をしっかりと踏まえ、今後も、商工会議所や商工会が地域の中小・小規模事業者への経営支援をしっかりと行っていけるよう、運営基盤の強化に向けた取組や連携の支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 建設部長白石俊哉君。

○建設部長白石俊哉君（登壇）安心して住み続けられる北海道づくりに関し、初めに、代替道路の整備についてであります。このたびの能登半島地震の被災地の状況を目の当たりにし、災害時に、集落の孤立を防ぎ、救急搬送や支援物資の輸送を可能とするには、代替性が確保された道路ネットワークの構築が重要であると改めて認識をしたところでございます。

道道苫前小平線は、国道232号の代替道路としての役割が期待されておりますが、未開通区間においては、急峻な山地を通過することなどから、多額の事業費が見込まれており、事業化に向けた課題も多いところでございます。

こうした中、地域の関係者の方々による未開通区間の事業化に向けた研究会が開催されており、道では、今後とも必要となる資料などを提供してまいります。

近年、全国各地で頻発・激甚化する自然災害などを踏まえ、道としては、災害時における道路交通機能の確保に向け、国道の代替道路としての道道整備の在り方について検討を進めますとともに、引き続き、令和2年度から整備が進められている国道232号の防災事業をはじめ、国道における防災・減災対策を国に強く要望するなどして、安全、安心な道路ネットワークの構築に向けて取り組んでまいります。

次に、除排雪体制の確保についてであります。除雪などの道路維持業務を行う本道の建設業は、地域の経済、雇用を支えるとともに、安全で円滑な交通の確保や災害時における緊急対応な

ど、地域の守り手として大変重要な役割を担っていると認識しております。

このため、道では、除雪体制を安定的に維持するため、これまでも、除雪オペレーターなどの労務単価やダンプトラックなどの機械経費の引上げ、さらには、少雪時における最低保証費の見直しなどを行ってきましたほか、除雪業務における課題などを把握するため、関係業者で構成される北海道維持管理業務連絡協議会などとの意見交換を実施しているところでございます。

道としては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、公共事業の実施に当たっては、ゼロ道債や補正予算を活用するなどして、施工時期の平準化を図るほか、国に対して必要な予算を要望するなど、財源確保に努め、建設業の持続的、安定的な経営が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部危機管理監古岡昇君。

○総務部危機管理監古岡昇君（登壇）自衛隊の災害派遣についてでございますが、災害時における自衛隊の派遣は、知事からの要請等を踏まえまして、公共性、緊急性、非代替性の3要件を総合的に勘案し、応急的な救護活動の必要が認められる場合に行われることとなっております。

道内外を問わず、これまでも、雪害時の自衛隊派遣は、孤立集落の発生や大規模な車両立ち往生による人命救助、道路の通行障害により緊急搬送に支障が生じる場合などに、3要件を踏まえ、実施をされておりますことから、道といたしましては、地元の市町村におきまして、災害対策本部を設置している状況などの下、3要件の該当性を十分確認した上で、要請内容を明確にし、派遣要請することを基本としているところでございます。

道といたしましては、こうした災害派遣要請の考え方につきまして、市町村を対象とした研修会で自衛隊と共同で周知するとともに、道民の皆様に対しましても、ホームページなどで丁寧に発信するなど、今後とも、災害派遣に関する認識や理解の向上を図ってまいります。

○議長富原亮君 環境生活部長加納孝之君。

○環境生活部長加納孝之君（登壇）初めに、道によるエゾシカの捕獲についてでございますが、道では、国の交付金を活用した指定管理鳥獣捕獲等事業によりまして、鳥獣保護区や銃の使用が禁止されている道路周辺など、市町村による有害捕獲が困難な場所におきまして、道自らが捕獲を行っております。

留萌管内では、越冬期、海岸部の道路際に、餌を求めたエゾシカの出没が多発し、交通事故が発生していることを踏まえまして、小平町からの要望を受けて、令和4年度から、大楸・花岡地区等におきまして、道による捕獲事業を行っており、事業開始から、これまで35頭を捕獲しているところであります。

道といたしましては、今後とも、市町村や猟友会などの意見を伺いながら、地域における出没や被害の状況把握に努め、交通事故や農林業被害の減少に向けて、捕獲対策の強化に取り組んでまいります。

次に、エゾシカの捕獲個体の処理についてでございますが、道は、これまで、振興局ごとに設

置しております市町村や猟友会などを構成員とする地域連絡協議会におきまして、各地域の残滓の受入れ体制が、狩猟者にとって利便性の高いものとなるよう、市町村に働きかけるとともに、狩猟者に対し、処理施設の受入れ情報を掲載した冊子を配付するなど、捕獲個体の適正処理に取り組んできたところであります。

道といたしましては、こうした取組のほか、国の交付金を活用いたしました回収ボックスの設置事例を紹介するなど、引き続き、地域連絡協議会などを通じ、市町村や関係機関と一体となって、地域の実情に応じた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）総合的な防衛体制の強化に関し、初めに、道の認識についてでございますが、国は、国家安全保障戦略に基づき、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うことを目的に、平素より自衛隊及び海上保安庁が訓練等で円滑に空港や港湾を利用できるよう、国と各施設管理者との間で連絡調整体制を構築するため、国が進める、円滑な利用に関する枠組みの対象として、道内の5港を選定したと承知してございます。

また、本枠組みを設けた施設は、特定利用空港・港湾と位置づけられ、民生利用を主としつつ、自衛隊及び海上保安庁の艦船や航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備または既存事業の促進が図られるものと聞いてございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、国では、年度末を目途に、円滑な利用に関する枠組みに係る調整が整った各施設管理者との間で文書を取り交わした上で、閣僚級の会議を開催することとしており、その際、特定利用空港・港湾として、空港や港湾の具体的名称とともに、今後の運用、整備に係る基本的な方針を示した運用・整備方針を策定、公表する予定と聞いております。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部観光振興監楨信彦君。

○経済部観光振興監楨信彦君（登壇）観光資源としての雪の活用についてであります。本道は、雄大で四季折々の変化に富んだ自然に恵まれており、とりわけ、冬季の雪を活用したウィンタースポーツやイベントなどは、国内外の観光客の方々にとって大変魅力的な観光コンテンツであり、雪は北海道観光の大きな強みであると認識をしております。

これまで、道では、スノーゴルフやスノーモービルといった雪上アクティビティを提供する体験プログラムの開発や旅行商品の造成など、地域の取組を支援してきたほか、冬季のアウトドア体験を安全に楽しめるよう、ガイドの育成確保などに取り組んでまいりました。

こうした中、留萌地域では、留萌開発建設部が地域と協働して、大雪をはじめとした地域の観光資源を活用するための方策などについて検討していくと承知しておりまして、道といたしましては、こうした地域の取組に対し、積極的に協力してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 警察本部長鈴木信弘君。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇）浅野議員の御質問にお答えをいたします。

交通事故の防止についてであります。昨年、道内におけるエゾシカが関係する交通事故は約5300件発生し、5年前の平成30年と比較いたしますと、約90%増加していることから、ドライバーに対する注意喚起が重要であると認識しております。

このため、道警察では、ホームページや電子メールによる交通安全情報の提供やSNSを活用した啓発動画の配信を行うとともに、道路管理者等の関係機関・団体や、テレビ、新聞等の各種メディアに対して、事故分析資料の情報提供を積極的に行っているほか、レンタカー会社等と連携し、交通事故の多発地域や注意点を記載したチラシ、リーフレット等を活用した啓発活動を推進しております。

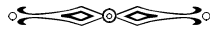
道警察といたしましては、引き続き、効果的な情報発信や啓発活動に努めていくほか、道や道路管理者等の関係機関・団体と連携し、交通事故の防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 浅野貴博君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩



午後1時1分開議

○副議長稲村久男君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

松山丈史君。

○79番松山丈史君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、順次質問をいたします。

今回は、過去の質問をあまり蒸し返すことなく、むしろ、近い将来に向けて無視できない道政課題について、未来志向でただしてまいります。

初めに、総合計画の10年の期間は適切かであります。

道は、この夏からの10年間の新たな総合計画を策定しており、このたび、その原案が示されたところであります。

1969年の地方自治法改正以来、全国の自治体では総合計画などの基本構想が策定されることとなり、道では、1977年から、北海道発展計画、北海道新長期総合計画、第3次北海道長期総合計画、新・北海道総合計画、総合計画を策定しており、10年の計画とすることが常態化しております。

現代の社会変革のスピードは、加速度的に、あるいは指数関数的に、目まぐるしく速まっており、1977年時点では10年先はある程度見通せたかもしれないところではありますが、現在では、その予想はほぼ不可能に近いのであります。

収穫加速の法則という考え方があります。アメリカの発明家、レイ・カーツワイルが提唱した

もので、一つの重要な発明は他の発明と結びつき、次の重要な発明の登場までの期間を短縮し、イノベーションの速度を加速することにより、科学技術は、直線グラフ的ではなく、指数関数的に進歩するという経験則であります。批判も多い法則ではありますが、現代社会にはそれなりに当てはまる、理にかなった考え方だと思います。

もっとも、平成20年度にスタートした新・北海道総合計画からは、計画期間の満了前に、その計画を前倒して次期の総合計画を策定しており、10年を期間として計画を策定しておりますが、40年以上前からの計画期間であるからといって、不適切にもほどがあるとまでは申し上げませんが、疑問を感じるところであります。

そこで、このたびの総合計画を前倒しすることになった考え方も含め、期間を10年としている根拠をまず伺います。

では、何年が適当なのかということですが、私は、知事公約と可及的に一致させることを念頭に、4年が適当であると考えます。知事選挙のある年の第1回定例会は骨格予算が組み立てられ、具体的な政策予算等については、新知事が選ばれた後の第2回定例会で補正されることが通例であります。

とすれば、それに合わせて、新たに総合計画を策定することが合目的的であり、例えば、知事選挙後、2定に作業が間に合わない場合でも、3定においてその先の4年間を見据えた総合計画を策定するなど、知事任期に合わせた4年間を総合計画の期間とすることも選択肢になり得ると考えますが、いかがか、所見を伺います。

次に、高校の8月卒業を検討すべきではないかですが、東京大学は、2027年秋に、新学部に相当する5年間一貫の教育課程を創設する方針を固めたとの報道がありました。

新課程の名称は「College of Design」、文理融合型の課程で、気候変動や生物多様性など、従来の縦割りの学問領域では解決が難しい地球規模の課題に対して、解決策を導くことができる人材を育てるということであります。

新課程は、学部の4年間と大学院修士の1年間を合わせた5年制。定員は、1学年100人程度で、半数は海外からの留学生、残りは日本の高校卒業生らを想定しており、世界中から優秀な学生を集めるため、諸外国の大学で主流の秋入学とするとのことでもあります。

これまで、日本で9月入学を実施している大学はありますが、東大がこのような方針を固めたことで、追随する大学が増えていくのではないかと予想され、いよいよ我が国の高等教育も大きな転換点を迎えることになるだろうと私は想像いたします。

ところで、従来の思考からすると、9月入学の場合には、3月に高校を卒業してから入学までのおよそ5か月の期間が空白となります。

国際教養大学のギャップイヤー入試などは、その間のボランティア活動などを、出願の段階で計画書を提出させるなどの工夫をしていますが、今後増えていくであろう9月入学までの間、一般的には、いわゆる浪人という形になります。

私も浪人を経験しておりますので、浪人が必ずしも悪いものとは思っていませんが、それでも

やはり、大学進学 of 構造を改革する時期に来ているのではないかと考えます。

昨今は、日本の大学には進学せずに、直接、海外の大学へ入学する学生も増えてきており、その多くは9月入学を採用する大学であります。特に、台湾への留学はとても人気が高いです。

これからの社会においては、これまで以上に世界との距離を縮める必要性は高まり、海外からの留学生を呼び寄せる、海外への留学を容易にする、そのためには、教育課程自体を世界標準に近づけていくことは重要な視点であります。

そこで、私は、高校を2年半、または3年半で卒業できる課程を創設すべきではないかと考えました。ところが、現行の学校教育法によると、全日制高校の修業年限は3年と定められており、この厳格そうな規定に従えば、そのような課程は法改正を経なければ設置できないこととなりますので、このたびはこの提案を諦めました。

しかし、そこで思いついたのは、定時制であります。定時制や通信制については、修業年限が3年以上とされており、定時制を活用すれば、例えば、8月卒業という課程を設置することは現行法においても可能となります。そうすることにより、3年半の間に、生徒も余裕を持って、自らの主体的な活動や校外での仲間との交流、そして自習時間を増やすこともでき、いいことづくしであります。

教育長は、執行方針の中で、交換留学や姉妹提携地域との交流を通じたグローバル人材の育成に取り組むとされましたが、それをさらに円滑に実行するためには、こうした社会変革を伴う大胆な発想が必要と考えますが、今後の社会を展望した際の進学型の後期中等教育8月卒業について所見を伺います。

半導体政策やポストク問題についてです。

知事は、執行方針で、あらゆる産業のDX化を進める北海道デジタルパークの展開に向けて、国内外の半導体関連企業の誘致や、道内企業の参入を促進するとともに、産学官のネットワークを構築し、次世代半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現を目指しますと述べました。

まず、新たな北海道総合計画原案には、北海道デジタルパークという文言はなく、北海道データセンターパークという類似の文言が記載されておりますが、それぞれどのような構想なのか、所見を伺います。

ここで言う半導体関連産業とは、具体的にどのような企業を想定しているのでしょうか。

北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョン案においては、幾つか例示されておりますが、関連というよりは、むしろ、半導体産業そのものに焦点が当てられており、関連産業はほかにもたくさん想定し得るのではないかと考えます。所見を伺います。

我が国における博士号取得者はおよそ1万5000人。米国の9万人、中国の6万6000人、ドイツの2万6000人などに大きく水をあけられており、近年は、日本の人口の約4割である韓国にも逆転されている状況であります。

あらゆる産業のDX化を進め、国際的な競争力を強化するには、世界水準の優秀な研究者や留

学生の確保が必要であります。その意味で、産学官のネットワークの構築は重要であるという認識は私も共有しております。

先ほどのビジョン案においては、国内外から来道する技術者の子どもに対する教育環境整備が今後の検討事項として明記されており、そのためには、先ほど、教育長に質問した、教育課程の変革は一つの重要な検討課題であると考えますが、知事の所見も伺います。

ところで、博士号を取得した後に、大学や研究所で正規のポストに就かず、研究職を続ける期限付の研究者となる、いわゆるポスドクの問題があります。

このことは、我が国の根本問題でもあり、日本は、欧米に比べ、研究員のキャリアパスが十分に整備されていないことが背景にあると言われております。すなわち、博士課程、つまりドクター修了者の数に対して、就職先である大学や研究機関、民間企業の研究員のポストの数が少なく、正規ポストへの就職は狭き門となっているわけであります。

そこで、半導体分野において、今後人材不足が見込まれる中、こうしたポスドク研究者を全国からたくさん本道にお迎えすることは、その解決の手だてとして有効と考えますが、所見を伺います。

さて、次世代半導体に話を戻しますと、回路線幅2ナノメートル以下の次世代半導体を開発するという目標はすばらしいものであります。

しかし、ロジック半導体分野において先行している台湾などに、果たして追いつき、追い越せるのだろうかという点は、私は疑念を払拭できずにおります。すなわち、そもそも2027年の量産開始に間に合うのであろうかという素朴な疑問とともに、開発が成功したとしても、先行している台湾などを差し置いて、果たして需要者は発注をしてくれるのでありましようか。

確認のために、改めて、半導体産業誘致成功の見通しについて所見を伺います。

観光振興を目的とした新税、いわゆる宿泊税の議論は、今定例会でもたくさん議論をされております。用途をはっきりさせ、新たな施策などに必要で、かつ公平性が保たれる目的税であれば、導入自体に私は反対するものではありません。

ここでは、このたび発表された新税の考え方、懇談会議論のまとめ案を参考にしながら、幾つかただしてまいりたいと思います。

まず、税率、税額ですが、宿泊料金2万円未満が100円、2万円以上5万円未満が200円、5万円以上が500円とされ、年間45億円程度の税収を見込んでいるとのことであります。しかし、同様の法定外目的税を導入し、または検討している市町村と合算すると、その額はさらに高くなり、全国的にも最高額の税負担となる可能性が高いわけであります。

先月、我が会派では、3人の視察団を結成して、先行して宿泊税を導入している福岡県を訪問し、その導入に当たっての経緯、経過をお聞きしてまいりました。

福岡県では、導入を検討するに当たって、既に検討を進めていた福岡市、北九州市と数回にわたるトップ会談、すなわち知事と両市長を含めて綿密に協議し、二重取りのような形にならないように設定をいたしました。

具体的には、基本的に200円を徴収するのですが、北九州市については、県税率が50円、市税率が150円とし、福岡市については、2万円未満は北九州市と同様、2万円以上は県税率は50円、市税率は450円とされました。

今回の道の案では、道と市町村でそれぞれ同額となる可能性があり、負担感が大きいわけであり、オーバーツーリズム対策としてそのような枠組みを考えているのか、それとも、それぞれがそれだけ使途が明確でその額を必要とされているのか、何なのか、所見を伺います。

基本的な考え方として、市町村と道の適切な役割分担の下、双方の施策連携により相乗効果を創出することが掲げられております。

福岡県では、県全体の観光の底上げを図る観点から、市町村が、それぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施できるよう、徴収した宿泊税の一部を、市税を徴収している福岡市と北九州市を除き、全ての市町村に交付をしています。

福岡県が市町村向けに実施したアンケート調査によると、観光振興に取り組む上での財源確保の一助になった、新たに観光振興に係る取組を考えるきっかけになった、自治体内での観光振興に対する意識が高まったとの好意的意見が多く出たとのことであります。

道では、そのような各市町村に交付するという考えはないのか、伺います。

また、現場主義を自認されている知事は、既に導入している、また、これから導入を検討している自治体の長と、どの程度、直接対話を重ね、これからの本道の観光振興について、どのような御自身の思いを語り、どのような役割分担を意見交換しているのか、伺います。

ところで、知事は、今週月曜日、今年度の最終補正予算を議会に提案し、その中で、欧米豪F I T旅行客誘客・受入事業費として1億5541万9000円が計上されております。新規事業を、審議中の来年度当初予算に計上せず、新たに今年度補正予算として計上するのは異例であります。道議会での通常の審議時間を確保せず、しかも、一般質問の通告期限は過ぎていることから、たまたま私は予言的に通告をしていましたが、そうでなければ、事実上、明日一日しか審議ができず、1億5000万円以上もの公金を支出できるようにしようとするのであれば、その必要性と緊急性がより求められるものであると考えます。

まずは、こうした提案の緊急性について伺います。

また、繰越明許費が1億5541万9000円と、予算額と同額であることは、今年度中、すなわち、残り3週間ほどで、確たる執行予定がないことを意味すると思いますが、これについての疎明を伺います。

次に、今回の補正提案は、その進め方や情報管理の在り方も含め、疑義が呈されているものと承知しております。

予算に限りがある中、あらゆる団体の要望を満額受け入れることは不可能であり、そこには一定の取舍選択があつて当然ですが、今回の件は、補正予算の提案の在り方、団体や会派からの要望への対応の在り方も含め、知事が道議会に予算を提案するまでの査定プロセスがあまりにも不透明、かつ場当たり的に見えます。

代表質問でも指摘したとおり、道民の税金を知事と直接パイプのある個別の団体のためだけに活用したり、声の大きな人たちからの不満が出れば、その都度、対応したりするようなことは避けなければならない、丁寧な説明や透明性の確保はもとより、団体等との信頼関係の構築の下、適切な距離の確保も不可欠と考えますが、本件の反省も含めた今後の対応についての所見を伺います。

名刺についてです。

道職員の名刺は、各自、私費で作成していると承知をしております。

私も、これまでに、道職員の皆さんから何百枚、何千枚いただいたか、分かりません。そして、それも、ごくオーソドックスな名刺もあれば、キュンちゃん名刺や木製のものなど、凝った名刺もあつたりします。

内部的な挨拶名刺という意味合いが多い方もおられますが、対外的に北海道を広報宣伝する意味でも、道民と親しみを持って接する上でも、名刺は重要であると考えます。部署、担当によっては、かなり利用することにもなりましょう。

そこで、希望する全職員に対して、公費で名刺を支給または補助することは有用ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、現時点で、知事以下、道職員の中で、公費で賄われている名刺はあるのかどうか、併せて伺います。

次に、例えば、北海道観光PRキャラクターであるキュンちゃん名刺を、観光振興の一環として道職員向けに作成し、宿泊税を充当することは税法上可能なかどうか、伺います。

国際航空路線についてです。

知事は、執行方針の中で、社会経済活動が本格化し、人々の往来が活発となる中、インバウンドの回復の波を着実に捉え、北海道観光の飛躍に向けた取組をさらに進めていくことが重要と、観光立国・北海道の再構築を示しました。その上で、国際航空路線の利用促進や新規就航に向けたプロモーションに取り組むこととしておりますが、コロナ禍で休止した路線や、これまで議会で何度も議論となった新千歳ーダナン線など、新規国際航空路線の誘致状況はどのようになっているのか、所見を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）松山議員の質問にお答えいたします。

最初に、総合計画についてであります。道では、これまで、行政基本条例に基づき、長期的な展望に立って道の政策の基本的な方向を総合的に示すといった考え方の下、国の北海道総合開発計画の期間も考慮しながら、10年を期間として総合計画を策定してきており、この期間内においても、社会経済情勢の変化や新たな課題が生じた際には、それらに的確に対応するよう、計画の見直しを行ってきております。

こうした中、道といたしましては、今般、人口減少をはじめとする本道が直面する課題への対

応に加え、デジタル化や脱炭素化、経済の安全保障など、世界的な大きな変化が生じていることから、このような課題や変化に対応していくため、新たな総合計画を策定することといたしました。

また、このたびお示しした総合計画の原案においては、毎年度、政策評価を通じた点検、評価により、政策の質の向上を図るとともに、策定後5年の時点で中間点検を行い、その結果に応じ、計画を見直すなど、機動的かつ的確に対応し、計画の実効性の確保を図ってまいります。

次に、観光振興を目的とする新税についてであります。道では、これまで、税の導入を検討している市町村等とは、広域自治体と基礎自治体が担うべき使途の役割分担をはじめ、道と市町村それぞれの行政需要に基づく税率の在り方などについて調整を行ってきており、こうした取組に加え、宿泊事業者の方々との意見交換、市町村や宿泊者の皆様を対象としたアンケート調査、さらには、道議会における御議論などを踏まえ、税の使途や税率など、新税の枠組みについて検討を進めてまいりました。

私としては、これまでも、様々な機会を通じ、税の導入を検討している道内の市町村長の皆様と地域経済の発展にも大きく寄与する観光振興の重要性などについて、意見を交わしてきており、今後も、新税の導入に向け、幅広い御理解をいただけるよう努めてまいります。

次に、観光関連予算についてであります。道では、先月8日に観光振興機構が申請したアドベンチャートラベルに関する観光庁公募事業の内容を踏まえ、これと連動し、施策効果をより高めていくため、国の事業では制限のあるマーケティングやプロモーションに関し、新たに必要となる取組について、鋭意検討を進めてきたところであり、このたび、令和5年度予算として、所要の補正予算案を本定例会に提出させていただき、成立した場合は、施策効果を早期に発現できるよう取り組んでまいります。

最後に、今後の対応についてであります。本道を取り巻く環境が大きく変化し、政策課題が多様化、複雑化する中、限られた財源の下で、道政を適切に推進していくためには、道民の皆様の多様な声をお伺いし、御理解と御協力をいただきながら、効果的、効率的な政策を展開していく必要があります。

このため、道といたしましては、今後とも、道政の直面する課題を十分に踏まえ、幅広い関係者の皆様の多様な意見の反映に努めながら、政策を検討し、立案するとともに、魅力ある地域づくりと本道経済の活性化に向けた実効性のある政策の推進を図ってまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、半導体・デジタル関連産業振興ビジョンについてであります。道内のデジタルインフラを基盤として、半導体やデジタル関連産業の集積を加速し、全ての産業へのDX化を進める北海道デジタルパークは、再エネを活用したデータセンターとそれらを利用するデジタル関連企業等の誘致と集積を目指す北海道データセンターパークの考え方も

踏まえ、ビジョン案において、目指す姿としてお示しし、デジタルの好循環の全道展開を図ることとしたものでございます。

また、目標値として設定している半導体関連企業の数につきましては、半導体の設計や製造をはじめ、部素材等の供給や加工など、半導体関係の取引を有する事業所を対象としたところでございます。

次に、半導体人材の確保等についてでございますが、ラピダス社の立地に伴う関連産業の集積などにより、将来的には国内外から多くの技術者等の移住が見込まれることから、ビジョン案におきまして、その御家族も含め、住環境や教育環境の整備を今後の検討事項として挙げたところでございます。今後、同社の事業計画も共有しながら、従業員の見通しや、住居や教育など受入れ環境の整備に向けた具体的な課題の把握に努めてまいります。

また、世界的な半導体市場の拡大などを背景に、半導体人材が不足している中、ビジョンの案では、目指す姿の実現に向けた方針の一つとして、人材の安定供給を掲げており、道といたしましては、教育機関などとの連携を一層強化するとともに、U・Iターン促進に向けた就職相談会などを活用し、いわゆるポスドクの方々も含め、幅広く人材の確保に取り組んでまいります。

最後に、ラピダス社のプロジェクトについてでございますが、次世代半導体は、量子、AIなどを含む様々な分野でイノベーションをもたらし、我が国のカーボンニュートラル、さらには、経済安全保障の鍵となる極めて重要な中核技術であり、ラピダス社の次世代半導体製造拠点整備事業が、2025年のパイロットライン稼働、2027年の量産開始に向け、国家プロジェクトとして本格的に動き出していることから、道といたしましては、プロジェクトの成功に向けて、引き続き、同社の動向を注視するとともに、国や千歳市など関係機関と連携し、インフラ整備や人材育成など必要な支援に迅速に取り組んでまいります。

また、ラピダス社では、製造期間の短縮を実現することを目指しており、先日、こうした考え方が評価され、世界的企業のテスラ社とAI半導体の共同開発、製造を行うことを発表したものと承知しております。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 経済部観光振興監榎信彦君。

○経済部観光振興監榎信彦君（登壇）観光振興を目的とした新税に関し、まず、税率の設定などについてでございますが、道では、昨年9月にお示しをした新税の考え方（たたき台）を基に、税の導入を検討している市町村等と、使途の役割分担や税率などについて調整を行いますとともに、宿泊事業者の皆様との意見交換を重ね、先月開催した有識者懇談会では、これらを踏まえ、徴収事務の負担軽減や納税者にとっての分かりやすさといった観点から、税率区分の見直し案などをお示しいたしました。

道といたしましては、今後、各市町村の検討状況を踏まえながら、使途の役割分担や、道税と市町村税を合算した税率をはじめとする税の枠組みについて、さらに協議を行うなど、北海道全体として望ましい税制度となるよう取り組んでまいります。

次に、市町村との連携などについてであります。広域行政を担う道といたしましては、全道的な視点に立って、本道観光の持続的な発展に資する取組を進めていくことが重要と考えており、新税については、道内全域、あるいは、市町村の区域を超えた広域的な施策等に充当していくことを基本とし、具体的な使途の方向性として、振興局単位での課題解決や、先駆的、モデル的な観光地づくりに向けた地域の取組に支援することなどを、懇談会議論のまとめ案としてお示しいたしました。

道といたしましては、今後とも、市町村との緊密な連携の下で、地域特性に応じた観光振興を進めていきたいと考えており、今後開催する道内各地域での説明会などを通じ、丁寧に説明しながら、市町村の方々に御理解をいただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 総務部長兼北方領土対策本部長山本倫彦君。

○総務部長兼北方領土対策本部長山本倫彦君（登壇）職員の名刺についてであります。名刺は、職員が、訪問先や面会時などにおきまして、氏名、部署、連絡先等を明らかにし、業務を円滑に遂行する手段の一つとして使用しておりますが、道におきまして、職員の名刺を公費で作成、支給することにつきましては、使用する業務内容や当該業務での名刺の必要性を勘案し、ケースごとに判断する必要があるとあり、また、私的に使用されることがないよう配慮を要することから、十分な検討が必要であると考えております。

道では、職員の名刺の作成状況につきまして全てを把握しているものではございませんが、知事の公務用、副知事の就任挨拶用の名刺を公費で負担している例もあるところでございます。

また、職員向けには、名刺の作成の参考となるよう、道章や啓発事業などのロゴマークを掲載したフォーマットを提供しておりまして、これを各自におきまして自由に利用できるようなところでございます。

なお、現在検討しております観光振興を目的とした新税につきましては、条例に政策目的として、使途の方向性を規定することとなりますことから、具体的な事業につきましては、その規定に沿って検討していくことになるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）国際線の誘致についてでございますが、道内空港における国際線利用者は、韓国や台湾など東アジアを中心に、昨年末時点で、コロナ禍前の8割程度まで回復しており、本道経済に大きな効果をもたらすインバウンドが着実に増加しているところであります。

道では、この間、北海道エアポートや地元自治体とも連携しながら、海外の本社も含め、航空会社を訪問し、本道への就航を働きかけるとともに、路線の就航に当たっては、双方向の需要が必要となりますことから、自治体や旅行会社などによる官民連携組織を通じまして、海外旅行を促進するイベントやキャンペーンを実施するなど、アウトバウンド需要の創出にも取り組んでき

たところであります。

道といたしましては、今後とも、運休路線の再開はもとより、ベトナムなど直行便が就航していない国、地域との新規就航に向けまして、自治体や経済界といった関係者が一体となって取り組むなど、国際航空ネットワークの拡充に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）松山議員の御質問にお答えをいたします。

高校の卒業時期についてであります。諸外国の多くの大学が取り入れている9月入学に合わせ、高校を8月卒業とすることについては、外国の大学への円滑な接続になることや、国際化、グローバル化への対応といった利点が考えられます。

一方で、日本の大学の大多数がいまだ4月入学であることや、就職についても4月入社が多いことなどを踏まえ、単に高校の問題として捉えるのではなく、社会全体の意識や制度、慣行などの問題として、議論を深めていく必要があります。

また、現行の修業年限であっても、高校卒業から外国の9月入学までの期間において、ボランティア活動や語学研修など、自己研さんの時間に充てることも意義があるものと考えております。

今後、グローバル社会に対応した人材育成も念頭に置きつつ、社会の要請や国の議論を注視してまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 松山丈史君。

○79番松山丈史君（登壇・拍手）（発言する者あり）答弁をいただきましたが、指摘を交え、再質問してまいります。

総合計画についてですが、先ほど、我が会派の代表質問と同様の答弁をいただいたとおり、確かに、10年間の計画であっても、途中に見直しをかけることは可能であります。もちろん、未来の夢や構想を入れ込むことまでも全く否定するものではありませんが、途中での見直しを前提とするのであれば、不透明な未来を予測するよりも、むしろ、より現実的な計画を戦略的に、野心的に策定すべきであります。

はっきり言って、10年というのは、言ってみれば、何となく、現代日本でなじみが一番ある十進法に基づいて、何となく「テキトウ」に当時設定されたのではないかと私は考えております。国の開発計画も含めての話です。

「テキトウ」な慣例が適切なのか、理にかなった期間設定が適切なのか、いま一度、立ち止まって考えていただきたいと指摘をいたします。

なお、先ほどの私の総合計画は適切かの質問は、最初に総合計画が策定された頃の道議会の会議録の言葉遣いを一部再現させていただきました。

高校の8月卒業です。

高校の8月卒業を検討すべきではないかということを質問しましたが、今後、グローバル社会に対応した人材の育成も念頭に置き、社会の要請や国の議論を注視との御答弁でありました。

それはそのとおりなのでありますが、国に先んじて、他の都府県に先んじて、北海道が世界を牽引する意気込みを持っていただきたいものであります。

先ほどの総合計画もそうでありますけれども、慣例や常識に従ってぼうっと過ごしていましたら、この国はどんどん立ち後れてしまいます。既に、立ち後れてきています。

今すぐ、未来を見通す感覚を研ぎ澄ませ、鳥の目と虫の目を持ち、グローバルに思考するよう指摘をしておきます。

半導体についてです。

半導体の質問に関し、全ての産業へのDX化を進め、デジタルの好循環の全道展開を図るとの答弁でありました。

半導体の関連産業として想定されているのは主に製造業であります。実は、第3次産業、特にサービス業への視点が重要であります。

例えば、2ナノメートルの極めて微細な半導体を作るに当たっては、それ専用の防護服も必要であり、また、それを専用に洗濯するクリーニング技術なども欠かせないわけでありまして。2ナノメートルという目に見えないものだけに、こうした目に見えない産業への波及効果について、所見を伺います。

宿泊税について、るる御答弁をいただきました。

税の導入を検討している市町村等と調整しているのは分かりましたが、やはり、二重取りについて、もっと深く緻密に組み立てる必要があると考えます。宿泊事業者との意見交換や有識者懇談会の御意見ももちろん大事ではありますが、道内宿泊客の半数が道民であるという事情からは、やはり、納税者である道民の意見をより多く聞かなければなりません。

その上で、改めて、宿泊税を財源とする観光政策への知事の熱い思いを市町村長等と直接対話していくことで、よりよい宿泊税制に昇華できるものと考えますが、改めて所見を伺います。

最終補正予算について、詳細については、明日の集中審議で我が会派からもただしますが、いずれにしても、先ほど伺ったその必要性と緊急性については、全く具体的にお答えいただけませんでした。

知事なりの必要性なり緊急性はあるのですが、なぜ、この3月31日までに何かの行動を実施しなければならなくて、4月1日では遅いという理由が分かりません。何か、隠しているのでしょうか。何を隠しているのでしょうか。隠していることを伺います。

また、議案提出プロセス、予算査定プロセスについて、今後の対応をお聞きしましたが、政策課題が多様化、複雑化しているから、効果的、効率的な政策を展開していく必要があると、もっともらしい表現の答弁をされましたが、要は、これでいいのだよ、問題ないよ、松山さんと言われたのだと理解をいたしました。その理解でいいのか、伺います。

私は、こうしたイレギュラーな手続は、日々、限られた予算の中で御精励されている道職員の

皆さんの士気にも関わることであり、今後の手続について、いま一度、分かりやすい説明をするべきかと思いますが、改めて伺います。

名刺についてです。

民間ではこんなことは考えられないという穏やかでない表現がよくありますが、今回は、この表現を穏やかに使いたいと指摘しておきます。民間では、名刺代は会社が負担するのが普通です。

以上、再々質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）松山議員の再質問にお答えいたします。

最初に、デジタルの好循環についてであります。道としては、現在策定中のビジョンに基づき、道内のデジタルインフラを基盤として、半導体やデジタル関連産業を集積させ、観光業や農林水産業といった本道に優位性のある産業や暮らしのスマート化による生産性や利便性の向上を図るなど、各般の施策を戦略的に推進し、デジタルの好循環の全道展開を図ってまいります。

次に、観光振興を目的とする新税についてであります。道では、これまで、税の導入を検討している市町村とは、使途の役割分担や、税率の在り方などについて調整を行ってきているほか、アンケート調査などにより、道民の皆様を含む宿泊者の方々の御意向を把握しながら、新税の枠組みについて検討を進めてまいりました。

私としては、これまでも、様々な機会を通じ、市町村長をはじめ、関係団体など幅広い皆様と観光振興の重要性などについて意見を交わしてきており、今後も、新税の導入に向け、幅広い御理解をいただけるよう努めてまいります。

最後に、観光関連予算についてであります。本事業は、先月8日に観光振興機構が申請したアドベンチャートラベルに関する国の公募事業の内容を踏まえ、これと連動し、施策効果をより高めていくため、新たに必要となる取組であり、国の事業は、今月中旬までに採択結果が示され、採択された場合、機構では速やかに事業に着手すると伺っておりますことから、令和5年度の補正予算案として本定例会に提出させていただいたところでございます。

道としては、今後とも、道政の直面する課題を十分に踏まえ、幅広い関係者の皆様の多様な意見の反映に努めるとともに、道議会での御議論を踏まえながら、政策を検討し、立案するとともに、実効性のある政策の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 松山文史君。

○79番松山文史君（登壇・拍手）（発言する者あり）再々質問をいたします。

先ほどの5定補正予算案についての提案についての、再質問での御答弁でしたが、再質問では3問質問させていただいたのですが、1問しか答えていただけていないというふうに思います。

それはさておき、改めて伺いたいのですが、まあ、答えにくいのでしょうか、そこはいいのですが、先月8日に観光振興機構が申請したということであれば、当然、冒頭先議、あるいは、

新年度予算のほうに組み込むことは可能であったと思います。

改めての質問になりますが、なぜ、このタイミングで5定補正に組み込まなければいけなかったのか。先ほども申し上げましたが、なぜ、3月31日までの何らかの行動をしなければいけないのか、4月1日だと遅いのかという、そこだけはお答えいただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたが、こうした不透明なプロセスは本当に道職員の皆さんの士気に関わるものだというふうに思いますので、いま一度、分かりやすい御説明をいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）松山議員の再々質問についてお答えいたします。

観光関連予算についてであります。道では、先月8日に観光振興機構が申請したアドベンチャートラベルに関する観光庁公募事業の内容を踏まえ、これと連動し、施策効果をより高めていくため、国の事業では制限のあるマーケティングやプロモーションに関し、新たに必要となる取組について、鋭意検討を進めてきたところであり、このたび、令和5年度予算として、所要の補正予算案を本定例会に提出させていただき、成立した場合は、施策効果を早期に発現できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 松山丈史君の質問は終了いたしました。

安住太伸君。

○46番安住太伸君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従い、適宜、エビデンスを引用しながら伺ってまいります。

まず、ゼロカーボン北海道の推進ですが、その中身が、温暖化ガスの排出抑制と森林吸収源対策の2本柱で成り立っていることは、皆さん、御案内のとおりです。

よって、とどのつまり、新たな温暖化ガス吸収源となる森を生み出すため、一にも二にも道産木材の利用拡大を進めなければならないという話になってくる。

この点、一昨年4定で、一般住宅市場をターゲットに、輸入材から道産材への置き換え戦略について伺い、また、提案もさせていただきました。

利用拡大に向けた取組の次なる主戦場は、間違いなく、非住宅並びに中高層建築市場です。

つまり、それらの建築市場で主流となっている、鉄筋コンクリートRC造や鉄骨S造との比較において、同等以上の性能とコストパフォーマンスを木造建築で得られること、ここが道産木材利用拡大を図る上での戦略の肝になるということです。

さて、その建築現場では、今、人手不足と資材の高騰が一番の悩みです。できるだけ大工の手を煩わすことなく、コストダウンも図れる、そんな簡便かつ短工期での仕上げを可能とする工法へのニーズがかつてないほど高まっていると言え、その趨勢は今後も続いていくでしょう。

また、店舗などの非住宅物件や、オフィスビルなどの中高層建築で求められるのは、高い強度と設計の自由度です。

さあ、それらのニーズに応えられる複数の要件を兼ね備えた木質建築部材、その最有力候補が、皆さん、CLTですよ。が、CLTは、値段がべらぼうに高いのですね。

例えば、RC造の建物をCLT造に置き換えた場合、現状、躯体建築費は倍近くに跳ね上がります。したがって、ゼロカーボン北海道推進に向けた道産木材の利用拡大、そのための木造化推進の鍵は、一つには、その高価な躯体建築費のほぼ半分を占めるCLTのコストダウン問題に尽きると言っても過言ではありません。

知事は、ゼロカーボン北海道実現の上で避けては通れない、このCLTの製造コスト問題をどう捉え、どう向き合おうとしているのか、伺います。

ところで、国が示すCLT利用拡大のロードマップによれば、量産により、立米当たりの製造コストを半減させるための必要な年間所要は5万立米とされています。くしくも、これは、道産CLT利用拡大に向けた推進方針に掲げる道としての目標値、令和8年度で達成すべき利用目標と同一です。

しかしながら、足元の実績を見ると、令和3年度から5年度の3か年平均で、いまだ年間265立米程度と、その目標値の100分の1にも満たない水準でしかありません。にもかかわらず、昨年秋に道が創設した補助事業や、国が用意している各種の補助事業をフル活用、CLTの利用拡大を最大限図れたとして、それでも年間で4000立米に届くかどうかのレベルだと伺っています。

目標期限まで残り3年、期限内でのコスト半減に向けた量産化の達成、そのためのCLT利用拡大目標達成には、もはや、国による抜本的な対策を求めることも一方で欠かせない、それが目の前の、悲しいですが、現実ではないのでしょうか、知事の見解を伺います。

無論、道として、国に新たな対策を求めるための大前提となる、それこそ、必死の思いでの自助努力は絶対に欠かせないと思います。

この点、道は、地域材利用推進方針にて、全道有施設の原則木造化を掲げています。

少なくとも、まずは、速やかに、道内建築における民間施設木造率およそ47%の、4割にも届いていない公共施設の木造率を、道が率先し、目標どおり100%に近づけるための具体策を定め、実行することが急務と考えます。そのためには、当然のことながら、目標と期限の設定、推進のための体制整備なども必要になるはずで。

知事は、看板政策、ゼロカーボン北海道推進の言わば鍵を握るCLT利用拡大に向けた道有施設の木造化をどのように進めようとしているのか、見解を伺います。

次に、人口減少並びに札幌一極集中問題の打開について伺ってまいります。

昨年暮れに発表された社人研による最新の人口推計、その衝撃的な内容につき、多くの方が今定例会でも取り上げ、この間も議論が重ねられてきました。

私も、この深刻な問題の打開のために、幾つかの視点と戦略を提示したいと思います。

一つは、この広大な広域分散型の本道での、お金の流れそのものとも言える人の流れ、人流をどのようにして全道域に行き渡らせるかという視点と戦略に関してです。

例えば、インバウンドの戻りと今後のさらなる増加は、まさしく、コロナで傷んだ本道経済の

復興、飛躍の妙薬に違いありません。問題は、その経済効果をどう全道域へと波及させるかですが、この点、千歳に降り立つお客様を道内各地へと送り届ける機能は、果たして十分と言えるのでしょうか。

一方、観光資源としては未開拓ながら、逆に手つかずであることが、かえってその価値を高め、知られざる魅力として皆さんを心待ちにお待ちしているのが、皆さん、例えば、旭川から北、宗谷へと続く天塩川エリアですよ。

こうした道央圏から道北、道東への誘客、さらには道北、道東から道央圏への送客を考えたとき、その中間にあって、中核空港にも位置づけられている旭川空港と、札幌間移動のさらなる高速化と利便性の向上は、極めて戦略的かつ重要なテーマとなるはずですよ。

地元経済界からは、具体的に、札幌から旭川空港を経て、終着・旭川駅へと至る新幹線延伸の声が要望として上がっています。実現すれば、札幌と旭川空港はおよそ30分で結ばれ、全道を視野に入れた旅の選択肢が大きく広がることになるでしょう。

折しも、新千歳空港だけでは、増え続ける道内旅行客をさばき切れない段階に来ているというのが、ほかならぬ現実です。特に、新千歳が冬場の就航に課題を抱える点、露呈し始めている状況を踏まえると、冬季就航率99.7%を誇る旭川空港を次なる拠点空港として生かす道を真剣に検討することは、人流の全道展開に資する戦略的手段だと私は考えます。

新幹線の旭川空港経由、旭川駅延伸について、地域経済界などからの思いを受け止め、地域と向き合い、広く全道域へとその経済効果を波及させていく決意のほどを知事に伺います。

次に、広く全道に分散する道民の暮らしと経済を支えるための、人の流れ、物の流れを途切れさせない視点と戦略についてです。

例えば、その重要な役割の一つを担う鉄道は、つながっていなければ、そもそも用をなしません。

この点、目下、最大の課題となっているのが、長万部－函館間の貨物鉄道、いわゆる海線をどのように残すのかだと承知しています。

維持費用負担の考え方は様々あり得るとしても、大前提として、貨物鉄道の利用促進と高収益化による貨物鉄道自体の採算性向上が必須である以上、2024年問題を抱えるトラック輸送からのモーダルシフトと高付加価値商品の取扱い増が不可欠だと思います。

そこで、前者の理由としては、ひょっとすると道北、道東からの木材輸送が、また、後者の例としては、2027年量産開始のラピダス社製半導体や関連製品の輸送がなどなど、現状がどうであれ、今後どうなっていくのかにつき、シーズをニーズに変えるための実態把握や需給動向調査を、対象をさらに広げて、まずは急がなければならないのではと思います。

加えて、そうした取組の推進に向け、ネックとなる可能性のある秋の農産物輸送の集中に関し、品質の維持、価値向上を図りつつ、出荷の時期もコントロール、平準化できる施設を中間に設けるなどの対策も、あるいは必要になるのではと考えます。

折しも、名寄、旭川など道北圏の拠点都市では、そうした役割を担おうという機運が、まさに

今、盛り上がりつつあるところです。地域と一体となり、海線維持や2024年問題など、本道物流が直面するあまたの危機に活路を切り開き、本道物流を確保し続けるための具体的取組について、知事に伺います。

次に、人をとどめ、引きつける上で欠かせない取組の一つとしての高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方々への住宅供給支援についてです。

ちなみに、何人もの市町村長さんたちから、近年は、地域存続のために欠かせない、介護や医療などのいわゆるエッセンシャルワーカー人材の確保に際しても、公的な住宅供給支援制度が不可欠との声もお聞きしております。

いずれにせよ、元来、その中核を担うことになるであろう公営住宅に関し、人口が減少し続ける中、増やすという選択肢は現実的でなく、一方で、民間に目を転じると、賃貸住宅市場における空き家、空き室は、人口減少のあおりで増加し続けているのが実態です。

資源の浪費、環境への負荷を低減し、持続可能な経済社会を築いていくという観点からは、それら民間の空き家、空き室も社会全体の公的なストックと捉え直し、その活用推進を図ることが強く求められるのではないのでしょうか。

この点、道がいわゆる住宅セーフティネット法に基づく促進計画を策定し、5年以上にわたって取組を進めてきていることは承知していますが、登録されている自治体数で、全道179市町村中55市町と、いまだ3分の1にも届かない状況です。さらに、要配慮者と賃貸人等との仲立支援をする居住支援協議会の設立に至っては、政令・中核市の3市と本別町1町にとどまり、今後、より一層のストック活用に向けた取組の推進が急がれます。

知事は、自ら掲げる安心して住み続けられる北海道を実現する上で、大きな障害ともなり得るこの現実をどう受け止め、今後どのように改善を図っていくのか、伺います。

急激な少子・高齢化、人口減少に伴って、空き家の増加が社会問題として認知されて久しくなります。にもかかわらず、この間、本道でも、居住目的のない空き家は2万戸以上増加し、かつ、将来、空き家になる可能性が高い空き家予備軍も24万世帯分以上増加するなど、問題解決にはいまだ程遠いのが現状です。

この点、これまでの取組が、よくないことを取り締まる的な発想に立った啓発事業などに重きが置かれ、所有者側の事情や損得といった視点が半ば置き去りにされてきたことに、その大きな理由があるように思えてなりません。

そこで、多くの高齢者世帯にとって最も関心が高いであろう介護等老後費用の捻出や、相続トラブルの回避などにもつながる、持家ないし空き家の高度利活用支援事業の創設を提案いたします。

例えば、所有者個々の意向や事情に即し、民泊やワーケーション施設としての活用に、高齢者がもっと安心して積極的に取り組めるような支援制度を整える、所有者側としては副収入が入り、旅行者側としても求める旅のニーズに合った施設が幅広く選べる北海道として評価が上がる、将来的に、老後のさらに先が見えてくる段階で、リバースモーゲージやリースバックといっ

た手法の利用支援まで事業スキームに入っていれば、より安定的に老後資金の獲得や相続対策が可能になるのではないのでしょうか。

つまり、そうした支援事業の創設が、空き家にしない、させない、増やさない動機づけとなり得るという視点です。

昨年12月に施行された空家等対策特措法改正では、そうした積極的な空き家活用にも道を開く仕組みが設けられたと承知しています。

例えば、自治体が保有する固定資産税情報の活用も含め、深刻化する空き家問題の解決に向けた持家ないし空き家の高度利活用支援事業に対する知事の考えを伺います。（発言する者あり）
人口減少に歯止めがかかりません。

そこで、人をとどめ、引きつけ、増やす教育について、午前中、我が会派の同僚議員が行ったすばらしい質問に倣いまして、私も、子どもたち自身の輝きに光を当てるという視点に立って、伺ってまいりたいと思います。

言うまでもなく、問題の根っこは、子どもの数自体が増えないことです。

この点、各種の調査結果が明らかにしてきたのは、子どもを持つことはもちろん、結婚までもちゅうちょする理由として、十分な収入が得られない、得られる見通しが立たない、そもそも定職に就けないといった、所得や雇用への強い不安がその背景にあるということです。

また、社会減による人口減少に関しても、その主要因となっている進学、就職に伴う流出の背景にあるのは、つまるところ、より高く、安定的な収入が得られる可能性の高い仕事に就きたいといった思いであることは、過去の質問で、私自身、お示ししてきたとおりです。

一方、179市町村の現場では、福祉でも、行政でも、1次産業の場でも、山積する課題を解決し、未来を提示してくれる人材を、皆、喉から手が出るほどに欲しています。

企業の現場でも、事業を承継し、地域と自社に新たな価値をもたらしてくれる人材に飢えていると言っても過言ではないほどの、深刻な人手不足に陥っているのが現状ではないのでしょうか。

ならば、道としては、子どもたちがそれぞれに生まれ育った市や町や村で、都会に出でいかずとも豊かな暮らしを享受でき、精神的な満足度も高い仕事を地域の中に自らつくり出し、胸を張って地域の中で生きていける、そんな北海道をつくること、それこそが、今、最も求められる方策となるのではありませんか。

道教委は、地域を守り、地域の中で生きていくことのすばらしさ、大切さや、現実的に、経済的にも豊かな暮らしを、地域の中で実現できる力を子どもたちの中にしっかりと育むこと、そこにこそ、今、最も力を注ぐべきではないのでしょうか。

本道最大の危機とも言える人口減少問題を打開するための背骨となる価値観の転換と、その価値観を支える源泉となる稼ぐ力の獲得に対する所見を、知事並びに教育長に伺います。

これまで、道教委では、地学協働活動や社会との共創活動の推進と、そのための具体的手法としての探究活動推進を通じ、社会貢献意識や地域への愛着の醸成を図り、同時に、学習意欲の向上や自己有用感の高揚をも図ってきたものと承知しています。

その結果、地域を好きになり、地域に関わりたいと考えるようになった子どもたちの数は、全体の半数以上、多い学校では9割近くまで上昇したと聞いています。エビデンスです。

反面、子どもたちの多くは、そうした取組を経てもなお、地域が、自分の力で変え得るものであるとの実感を獲得するところまでは残念ながらたどり着いていないことが、同じアンケート結果から明らかとなっています。残念ながら、伸びても2割にも届いていない。

そこで、リアルに、社会や地域を変えるだけの成果を上げている本道出身の起業家や、例えば、若きスタートアップの旗手などを招き、同様の力と現実的な成果、すなわち、社会変革の力と実感の獲得を、子どもたちにプレゼントできるところまでを事業の成果目標として設定し直すべきと考えます。

探究活動やそれに類する部活動を通じ、子どもたちの目がきらきらと輝き出し、時に悩み苦しみなながらも、仲間や地域、企業の方々との協働、共創を通じて成果へとたどり着き、成長していく姿ほど、まぶしく、胸を打つものはありません。

そんな子どもたちの姿に触れることそのものが、大人や社会の意識をも変え、地域の中にこそ未来を見いだしていける社会、北海道への変化の大きな一歩となるのではないのでしょうか。そして、そのような社会、北海道では、誰もが、安心し、自信を持って、子どもを産み育てることができるになっている、また、そうしなければならないと私は確信しています。

何よりも、誰よりも、子ども自身のために。そのためにも、教育長には、これまでの事業、取組の到達目標引上げと、その全道レベルでの標準化を果たすことに全力を注いでいただきたいと思っておりますし、また、そのための環境整備を、財源の獲得も含め、知事には注力いただきたいと思っております。

それぞれ御所見をお伺いし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）安住議員の質問にお答えをいたします。

最初に、ゼロカーボン北海道の推進に関し、まず、CLTなどの製造コストの低減についてですが、CLTなど先進的な木質建築部材の製造コストを低減するためには、国の事業により、生産施設の整備に支援するとともに、建築事例の普及による需要の創出や、建築コストの低減など、総合的な取組を進めることが重要であります。

このため、道では、鉄筋コンクリートとCLTを組み合わせた構造の高層ホテルや、耐火集成材を使用した事務所など、道産建築材を効果的に使用した建築物を「HOKKAIDO WOOD BUILDING」として登録し、企業と連携して、ホームページや冊子により広くPRを行うとともに、市町村や設計・施工技術者を対象として、建築物の低コストな設計や施工方法の研修会を開催してまいります。

また、原料となる製材の接着技術の改良による製造コストの低減といった道総研林産試験場の研究成果を普及するなど、建築材の利用拡大と、国の補助事業の活用による生産施設の整備促進により、さらなるコストダウンの好循環につなげてまいります。

次に、道有施設の木造化についてであります。道産木材の利用を拡大していくためには、道有施設をはじめ、公共建築物の木造・木質化を進め、優れたデザインや木材の持つ魅力を広く発信し、民間施設にも波及させていくことが重要であり、道では、北海道地域材利用推進方針に基づき、道有施設は、原則として全て木造化を図るほか、木質化も推進しております。

このため、北森カレッジや室蘭建設管理部の出張所におけるCLTや集成材など、道産建築材の構造部材としての利用に加え、道庁本庁舎1階ロビーにおける木材の色合いや質感を体感できる内装材の使用といった事例を積極的に発信するとともに、関係部局等で構成する木材利用推進委員会において、道産木材を使用する際の課題の把握、分析を行い、木造化率の向上を目指し、課題解決に向けて取り組むなど、ゼロカーボン北海道の実現にも資する道有施設の木造・木質化を一層推進してまいります。

次に、人口減少並びに札幌一極集中問題の打開に関し、まず、新幹線の整備についてですが、北海道新幹線の札幌一旭川間は、現在、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画路線となっており、整備に向けては、まずは整備計画路線への昇格が必要なことから、道では、これまでも、北海道東北地方知事会などを通じ、国に対し要請活動を行ってきているところであります。

道としては、現在、新函館北斗ー札幌間の一日も早い完成、開業を目指し、取り組んでいるところでありますが、基本計画路線となっている札幌一旭川間についても、引き続き、国へ要請活動を粘り強く進めていくとともに、北海道交通・物流連携会議や地域の関係者で構成する交通政策ミーティングの場など、様々な機会を通じ、関係市町村をはじめ、経済団体、さらには交通事業者など、幅広い分野の方々の意向について丁寧に把握しながら、本道経済の活性化に資するよう、議論を進めてまいります。

次に、空き家等対策についてであります。道内では、住宅市場に流通しない空き家が増加しているほか、人口減少などに伴い、さらなる空き家の増加が懸念されておりますことから、道としては、地域の活性化の観点からも、空き家等への対策は大変重要であると考えているところであります。

このため、これまで、空き家等対策に関する取組方針に基づき、全道を対象とした北海道空き家情報バンクを開設するなど、空き家等の活用促進に取り組んできたところでありますが、昨年12月に、空き家等の除却や有効活用のさらなる促進を目的とした空家等対策の推進に関する特別措置法の改正法が施行されたことから、今年度中に取組方針を見直すこととしております。

道としては、今後、新たな取組方針に基づき、市町村向けの手引を改訂し、これまで困難であった所有者の特定に固定資産税情報を活用する方法等を盛り込むほか、所有者からの相談対応に民間法人を活用するといった新たな制度に関する研修会を開催するなど、市町村における空き家等対策を支援してまいります。

また、所有者などを対象としたガイドブックを改訂し、自宅を担保に融資を受けるリバースモーゲージといった資産活用に係る手法や、住宅ストックを交流施設やカフェ、宿泊施設等に活用した道内外の先進的な事例を紹介するなど、人口減少問題を抱える地域の活性化にも寄与するよ

う、空き家等の利活用を促進する取組をさらに強化し、道民の皆様が安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めてまいります。

次に、人口減少問題等についてであります。本道の将来を担う若者の育成や地域への定着に向けては、生まれ育った地域に対する愛着を醸成するとともに、安定的な所得が得られる就業の場を確保するなど、ふるさとへの愛着と自己実現が可能となる環境を地域が一体となってつくり上げていくことが重要であります。

このため、道では、市町村などと連携し、本道の歴史や文化への理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むふるさと教育の充実を図るとともに、地域固有の特性やポテンシャルを生かした、産業の誘致、育成や働く場づくりなどに取り組んできたところであります。

道としては、今後、こうした取組に加え、地域への定着に向け、地域資源を活用した課題の解決や起業につながる取組への支援のほか、道教委と連携し、地方創生の取組や地域で活躍する人や企業を紹介する、若者向けの情報発信の強化などに努めることにより、若者をはじめ、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、生き生きと暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいります。

最後に、地域を担う若者の育成についてであります。子どもたちが地域の産業や文化などへの理解を深めることは、地域の将来を担う人材の育成に資するものであり、活力ある地域づくりという観点からも重要な取組と認識しています。

このため、道では、振興局と地元高校との連携協働による「炭鉄港」などの産業遺産の継承、発信のほか、高校生がワークショップを通じて地域おこし協力隊員と議論を重ね、地域活性化に向けた提案を行う取組など、ふるさとへの愛着、地域への貢献意識の醸成や地元定着につながる施策を展開してきたところであります。

道としては、今後とも、地域と学校の協働活動を一層充実できるよう、道教委と連携を図り、財政措置の拡充を国に要望するとともに、市町村や学校はもとより、地元企業など、多様な主体との連携協働を図りながら、地域の創生や産業の担い手となる人材の育成や確保に向け、若者の可能性を引き出す取組をサポートするなど、地域の将来を担う若者の育成に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）ゼロカーボン北海道の推進に関し、CLTの利用拡大についてであります。民間の建築物において、道産建築材の利用を拡大していくためには、優れた施工事例の普及を図るとともに、モデルとなる施設の建築に支援を行うことが効果的であります。

このため、道では、道産建築材を活用して建設した施設を「HOKKAIDO WOOD BUILDING」に登録するよう促し、登録を受けた企業と連携して幅広くPRを行うほか、CLTやJAS構造材などを使用した波及効果の高い木造建築物に対し、建築工事費の一部を助成

する国の事業を研修会やホームページにおいて広く周知するとともに、道産建築材を使用し、地域のモデルとなる施設の建設に対して、木工事費の一部を助成する事業を本年度創設したところでありまして、今後とも、これらの事業を活用するとともに、国に支援制度の充実強化を働きかけるなど、民間施設におけるCLTをはじめとした道産建築材の利用を促進してまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）本道の物流についてでございますが、物流は道民の暮らしや経済活動を支える重要な社会インフラであり、人口減少や高齢化の進行に伴う担い手不足や、本年4月から適用されます時間外労働の上限規制などの課題に対応し、今後も本道の物流を安定的に確保していくためには、トラックや鉄道など、全ての輸送手段のいずれも欠くことができず、それぞれの輸送手段の機能や連携の強化を図っていくことが重要であります。

このため、道では、国や物流事業者などの関係者と連携し、本道の物流の中核を担うトラック輸送の人材確保育成はもとより、共同輸送、中継輸送などによる輸送の効率化に取り組むとともに、本道の農産品や道外からの生活必需品の輸送などに重要な役割を担っております鉄道輸送につきましても、安定的な貨物需要の確保に向けまして、モーダルシフトの推進に取り組んでいるところでございます。

また、名寄市の道の駅を拠点といたしました中継輸送、共同輸送や、東川町などでのドローン輸送の実証実験など、旭川市をはじめとする道北地域において、持続的な物流の確保に向けた様々な取組が進められているところであります。

道といたしましては、道が設置している北海道交通・物流連携会議などを通じ、地域や物流事業者のニーズを丁寧に把握しながら、官民が一体となって、輸送手段の機能強化に向けて取組を進めるなど、安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 建設部建築企画監細谷俊人君。

○建設部建築企画監細谷俊人君（登壇）定住インフラとしての住宅確保に関し、住宅のセーフティネットについてであります。道では、高齢者や子育て世帯など住宅の確保に配慮が必要な方々の居住の安定を図るため、こうした方々の入居を拒まない賃貸住宅、いわゆるセーフティネット住宅の登録をはじめ、居住支援の様々な取組を全道各地へ広げていくことが重要と考えております。

このため、平成29年度から、セーフティネット住宅の登録促進に取り組み、本年1月末時点で、道内55の市町におきまして約1万7000戸のセーフティネット住宅が登録されております。また、事業者が提供する居住支援サービスの情報共有や円滑な入居を支援する、居住支援協議会の設置に向け、市町村を対象とした説明会の開催などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続きこうした取組を進めるとともに、今後、居住支援協議会を設立する意向のある市町村に対して個別に助言を行うほか、市町村と事業者等が意見交換を行える場

を設けるなど地域における居住支援体制の充実に取り組み、安心して住み続けられる地域づくりを進めてまいります。

○副議長稲村久男君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）安住議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少問題等に関し、まず、地域を支える人材の育成についてであります。道教委では、高校生が地域の関係者と一緒に地域課題に向き合う探究型の学びを通して、地域と学校が連携協働し、人材育成やコミュニティーの活性化を図ることを目的とした北海道CLASSプロジェクトを実施してまいりました。

本事業により、高校生の地域への愛着や貢献意識、自己肯定感の高まりなどの成果が見られるとともに、地域の方々との協働による学びを通じて、地元への就職をはじめ、新たな進路実現を目指す生徒も確認できてきたところであります。

このため、道教委では、学校と地域の連携をより強化し、組織的な取組を進めることができるよう、来年度から地学協働まちづくり推進事業を実施し、高等学校が、市町村教育委員会をはじめ、地元の大学や商工会議所などの関係機関と課題を共有する連携協働の体制づくりを進め、将来にわたり地域への愛着や誇りを持ち、地域課題に主体的に向き合う人材の育成に取り組んでまいります。

次に、探究的な学びにおける目標の在り方についてであります。各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かすS-T EAM教育推進事業において、本年度は、全国の高校生との交流も取り入れた成果発表会である探究チャレンジ・ジャパンを開催し、高校生が生涯にわたって能動的に学び続けることができる資質、能力の育成に取り組んでまいりました。

探究的な学びでは、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとするのが重要であることから、今後は、生徒が地域や起業家、産業界などと多様な接点を持つ機会や、道内のみならず、海外の生徒とも交流する機会を設け、自らの学びが課題解決につながるなど、自己肯定感や社会貢献意識の醸成などを成果の達成度として確認することなどを検討してまいります。

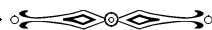
また、これまで高校生が取り組んだ探究活動の発表内容を好事例として全道の高校に周知するとともに、外部連携支援事業を一層活用し、どの高校でも質の高い探究が行われるようにすることにより、地域課題の解決に結びつけ、自ら社会をつくり出していく持続可能な社会のつくり手の育成に資する取組を推進してまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 安住太伸君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩



午後2時52分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

佐藤禎洋君。

○53番佐藤禎洋君（登壇・拍手）（発言する者あり）初めに、飲酒運転の根絶について伺います。

先日の報道では、いわゆる自動車運転処罰法に関し、アルコールや薬物の影響で正常な運転が困難な状態や、運転の制御ができないほどの速度で自動車を走行させるなど、悪質な運転で人を死傷させる危険運転致死傷罪の在り方について、自民党の提言を受け、法務省が有識者による検討会を設置し、適用となる要件の明確化などの見直しの議論が開始されたとのことでした。

また、今年は、私の地元である小樽市の海水浴場の近くにおいて、飲酒運転により3人が亡くなり、1人が重傷となった大変痛ましいひき逃げ事件が発生してから10年を迎え、重大、悪質な交通事故に関する道民の関心が高まることが予想されます。

危険運転致死傷罪においては、飲酒運転による交通事故の加害者を重く処罰する規定も設けられております。

北海道においても、平成27年に北海道飲酒運転の根絶に関する条例を制定し、飲酒運転根絶に取り組むこととしておりますが、道内における飲酒を伴う危険な運転は、現在も後を絶たず、いまだ根絶に至ったとは言えません。

これまでの取組などを振り返り、飲酒運転による悲惨な事故が発生しないよう、道として、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをします。

次に、昨年年第1回定例会に続き、農業用車両の免許取得について伺います。

作業機を装着したトラクターは、平成31年より、大型特殊自動車免許または牽引免許があり、必要な灯火器などを備えていれば公道の走行ができるようになり、5年が経過いたしました。

トラクターをはじめとした農業機械においては、公道を走行中の追突事故は道内でも少なからず発生していると聞いており、交通関係の法令遵守は、農業経営の安定化を図る上でも重要であると認識しております。

特に、農業法人などでは、雇用する従事員の安全確保のためにも、作業に必要な各種免許の取得や研修の受講などを推奨し、安全に最大限配慮する必要があります。危険な現場には、当然、人も集まってきません。

農業が基幹産業である北海道として、他県の事例などを参考に、農業法人やコントラクターなどの人材確保の観点からも、各種免許の取得など積極的に取り組んでいく必要があります。

道では、これまでどのような取組を行い、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをします。

次に、道営住宅の駐車場について伺います。

現在、小樽市には、入居募集停止中の道営住宅が複数棟あります。当然、全道においてはかなりの数になっていると承知をしています。

入居募集停止中の道営住宅は、将来の移転集約による建て替え等に向けて入居募集を停止して

おります。そのような状況で、現在、全道における道営住宅駐車場は約1万7000区画であり、募集を停止している団地の駐車場など、使用されていない駐車場も多くあると聞いております。

私の地元では、募集停止中の団地の駐車場の一部を使用させてほしいと、企業から要望がありました。道有資産の有効活用という観点からも大変有効なことだと考えます。

入居募集停止中の道営住宅駐車場の貸出しについては、新たなルールづくりが必要と考えますが、今後どのように進めていくのか、知事の見解をお伺いいたします。

次に、市街化調整区域における開発許可について伺います。

政府は、令和5年度、新たに観光立国基本計画を策定し、観光立国の持続可能な復活に向け、観光の質的向上を目指し、観光政策を推進することとしました。

近年、北海道においても、観光の質的向上が図られ、特に、ニセコエリアは、外国人旅行者のための高級な宿泊施設等が増加し、地域経済の発展に大きく貢献しています。

このことは、北海道の自然環境を中心とした観光資源が世界的に高いポテンシャルを有していることを意味しており、今後、一層の観光政策を推進するためには、積極的に観光資源を生かしたまちづくりを推し進める必要があります。

一方で、都市計画法上の市街化調整区域を設定している市や町においては、優れた景勝地が市街化調整区域にあり、このことにより宿泊施設等の建設が難しい状況になっている例があると聞いております。

市街化調整区域を有する市や町においては、優れた景勝地を生かした地域振興への期待が大きいことから、道として、市街化調整区域における観光施設等の開発許可についてどのように対応していくのか、知事の見解をお伺いいたします。

次に、国民スポーツ大会について伺います。

国民スポーツ大会は、昭和21年から、毎年、各都道府県持ち回り方式で、第3回大会からは都道府県対抗方式で開催されているスポーツ大会であり、天皇皇后両陛下が御臨席なさる四大行幸啓の一つでもあります。

本年1月27日に本道で開催された第78回冬季大会から、大会名称が、なじみ深い国民体育大会から、国民スポーツ大会へと変わりましたが、言うまでもなく、大変歴史のある日本最大のスポーツの祭典であります。

その原点をひもといてみますと、昭和21年に戦災を免れた京都府を中心に、当時の日本体育協会が発案し、主催したことに始まるそうです。

戦後、日本は、娯楽はおろか、生活さえまならない状況にありました。こうした戦後の混乱期において、沈みがちだった社会情勢に鑑みて、日本体育協会は、国体という全国規模の体育大会を計画することで、スポーツを通して、国民に勇気と希望を与えられないかと考えたそうです。

実現までの道のりは簡単なものではなかったようですが、全国のスポーツ人への呼びかけが彼らの魂を揺さぶるなど、次第にその思いは一つに、そして大きくなっていったそうです。

以来、第10回大会からは、開催地都道府県が主催者に加わり、現在は、日本スポーツ協会、文部科学省、開催都道府県が共同で、毎年、国民スポーツ大会を主催することになり、現在に至っております。

国民スポーツ大会は、各県の持ち回りで開催されますが、出場選手は、郷土の代表選手として全国から集まります。さらに、大会の期間は10日以上にわたり、その会場は、広く都道府県内に展開します。このため、大会期間中は、観戦者が全国から集まることとなり、スポーツをきっかけに、開催地の食や文化、伝統に触れるという機会を通じて、地域の活性化という副次的な効果も生み出していると言われております。

そして、何よりも、大会には、予選を勝ち抜いた全国の代表が集まります。各選手一人一人にとってかけがえのない成長の機会になることはもちろんのこと、各都道府県の競技団体のノウハウ強化、ひいては、競技のレベル底上げにもつながります。

また、競技人口や知名度にかかわらず、平等に競技が行われますので、環境が整わないとなかなか触れる機会が少ないスポーツについても、見て、触れる機会を創出しています。

このように、毎年、オリンピック以上の参加者が集い、スポーツを通して国民に勇気と希望をとの願いで戦後復興から始まった大会は、その本質を今も変えず、連綿とその思いを紡ぎ続けております。

この、世紀を超えて、日本のスポーツを支え続け、また、地域活性化にも貢献してきた国民スポーツ大会の価値について、知事はどのように考えているのか、認識をお伺いいたします。

この国民スポーツ大会は、時が昭和から平成に移り変わる1989年に、史上4回目の冬季と夏、秋の本大会を同一都道府県で行う完全国体として、本道で開催されました。テーマは「はまなす国体」、スローガンは「君よ今、北の大地の風となれ」であり、開催された競技数は42種目にも及び、全道各地で熱戦が繰り広げられたところでもあります。

これ以降、本道において、冬季大会は、今年も含め、幾度か行われているものの、本大会については、開催はされておられません。

本大会は、47都道府県を東・中・西地区に分け、輪番で開催することとなっており、開催年の5年前に内定し、3年前に正式に決定されますが、実際は、おおむね10年前には決まっている状況にあります。

日本スポーツ協会の公表資料によりますと、第88回大会となる令和16年の沖縄県までが実質的に開催地として決まっており、翌年は、令和3年に新型コロナの影響により中止、延期となった三重県が招致に向けて調整を行っております。

本道は、前回の開催から34年が経過し、東地区の他都県は全てこの間に本大会を開催しております。また、輪番の順番を考慮すると、次の開催地は東地区からとなる可能性も十分に高いと考えます。

今現在、札幌市は、平成26年から目指していた北海道、札幌への冬季オリンピック・パラリンピック招致活動を停止しております。

五輪大会は、言うまでもなく、単なる一過性のスポーツイベントということにとどまらず、世界から人や投資を呼び込むものであります。

しかし、国民スポーツ大会もまた、選手や観戦者が日本全国から集まり、トップ選手のプレーや郷土の代表アスリートの活躍を間近に見ることができ、さらには、全道各地で競技が行われることにより、スポーツをきっかけに、開催地の食や文化、伝統に触れる機会をも提供するすばらしい祭典であります。決して、五輪大会に引けを取るものではありません。

昨年7月には、36年ぶりに広く道内各地で、全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイも開催されました。全力で競技に打ち込む高校生の姿に感動した道民の方々も多いと思います。

国民スポーツ大会に参加するトップ選手たちのプレーを間近に見て、そのひたむきな姿に感動し、スポーツの魅力をじかに肌で感じることは、これからの時代を担う本道の青少年に、必ず大いなる夢と希望を与えることになるかと私は確信しております。

道は、東地区からの開催地となる直近の国民スポーツ大会本大会招致に向け、調整に動くべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

最後に、全国豊かな海づくり大会についてお伺いをいたします。

昨年の9月16日、17日の2日間にわたり、第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会が、天皇皇后両陛下御臨席の下、厚岸町及び釧路市で開催されました。

全国各地から御参加いただいた多数の出席者の下、「守りぬく 光輝く 豊かな海」をテーマに、様々な催しが盛大に執り行われ、また、水産関係者の責務として、これからも水産資源の管理と環境・生態系保全の取組を行うとともに、国民への水産物の安定供給に向けて、豊かな海を将来にわたって引き継いでいくことを決議し、大会は成功裏のうちに幕を下ろしました。

閉幕直後となる昨年の第3回定例会において、我が会派の同僚議員が、知事に、大会を終えた感想とともに、豊かな海を次世代に引き継いでいく取組をどのように広げていくのか、その決意をお伺いいたしました。この質問に対し、知事は、未来を担う子どもたちに豊かな海を引き継ぐとともに、北海道がトップランナーとなり、豊かな海づくりの輪を全国へ広げていくと答弁されました。

まさに、この大会の開催意義とは、大会を契機として、海や漁業への理解と関心がさらに深まり、そして、そのことを端緒として、豊かな海づくりの輪が、北海道から全国に、そして未来にまで広げていくことにあると考えます。

知事は、この大会の意義はどのようなものであったと考えているのか、改めて認識をお伺いいたします。

大会で決議された責務を果たすためには、大会の開催理念を、一過性のものとして終わらせることなく、しっかりと引き継いでいく必要があると考えます。

全国大会は、開催県にとっては、数年あるいは数十年に一度開催されるものであります。この全国豊かな海づくり大会も、実に38年ぶりとなる本道での開催でありました。

大会は、次世代に向けて財産を受け継いでいくことも目的としております。そのためには、こうした取組を、決して数十年に一度のイベントで終わらせることなく、道民の意識にしっかりと根づかせる地道で息の長い取組、不断の取組として育んでいくことが最も大切と考えます。

こうしたことから、今回の全国豊かな海づくり大会開催を契機に、その理念を次世代に継承していくために、例えば、例年行っている北海道植樹祭と同様に、定期的に北海道の豊かな海づくり大会を開催することが必要なのではないかと考えます。

私は、昨年の第4回定例会の予算特別委員会の各部審査において、このことを質問させていただきました。その際の答弁は、本大会を本道で開催できたことは、時宜を得た大変有意義なものであり、大会の理念や効果を次の世代に引き継いでいくために、今後、他の都府県の取組事例を調査するなど、その効果的な手法について研究をしてまいりたいとのことでありました。

改めて、この大会を契機として、豊かな海づくりの輪を道内に広げ、そして未来にまで引き継いでいくために、北海道の豊かな海づくり大会を定期的に開催すべきと考えますが、知事の見解をお伺いし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）佐藤禎洋議員の質問にお答えいたします。

最初に、飲酒運転の根絶に向けた取組についてであります。道では、これまで、飲酒運転の根絶などを重点項目とし、春、夏、秋、冬の交通安全運動をはじめ、官民が一体となって交通事故の防止に取り組んできたところでございます。

平成27年の条例制定後、飲酒運転による交通事故は減少傾向にはあるものの、去年は前年よりも増加をしており、3人の貴い命が奪われた事故から10年となる今年は、飲酒運転根絶に向けて、より一層の取組が必要であると考えております。

道としては、7月の飲酒運転根絶決起大会において、根絶に向けた強いメッセージを道民の皆様が発信するとともに、飲酒の機会が増える時期に、全道一斉に集中対策期間を設け、各種メディアとも連携し、啓発や注意喚起活動を強化するなど、市町村や民間事業者、関係機関等と一体となって取組を進め、飲酒運転のない安心で安全な北海道の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、国民スポーツ大会の意義などについてであります。国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、あわせて、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的に開催されております。

大会は、戦後間もない昭和21年に始まり、毎年、各都道府県の持ち回りで開催され、道内では、これまで、本大会が2回、冬季大会が27回行われております。

この冬、苫小牧市で、国民スポーツ大会冬季大会が、全国から約1700名の参加の下、熱戦が氷上で繰り広げられ、道内勢では、アイスホッケー少年の部で21連覇を達成するなど、その活躍ぶりに多くの道民が元気と感動をいただきました。

道としては、こうした国民スポーツ大会の開催は、北海道スポーツ推進条例が目指す姿である、健康で豊かな生活の形成と魅力ある地域づくりに資する大変意義深いものであると考えております。

次に、今後の国民スポーツ大会についてであります。都道府県持ち回りで開催している国民スポーツ大会の本大会は、2035年でおおむね2巡することとなりますため、現在、公益財団法人日本スポーツ協会において、今後の国スポの在り方検討プロジェクトを立ち上げ、これまでの開催効果の検証、3巡目の目指すべき方向性や開催方法などについて協議をしており、また、全国知事会におきましても、これらの動きに合わせて議論を開始するところであり、冬季大会で全国最多の開催数を数える道といたしましても、大会の在り方などについて、提案をしていく考えであります。

国民スポーツ大会の開催は、競技人口の拡大や競技力の向上など、本道スポーツの振興はもとより、観光振興や地域活性化にも大きな効果をもたらすものであり、道としては、日本スポーツ協会や全国知事会などの動向を踏まえ、今後の対応について検討してまいります。

次に、全国豊かな海づくり大会の開催意義についてであります。近年、海洋環境の変化などにより、全国各地で主要魚種の生産が低迷する中、良好な漁場環境の保全、創造と、つくり育てる漁業を積極的に推進し、生産の回復、安定を図ることが重要な課題となっております。

こうした中、天皇皇后両陛下の御臨席の下、道内外から多くの方々をお招きして、成功裏に開催できた本大会は、栽培漁業による積極的な資源づくりはもとより、ブルーカーボンや海洋プラスチックごみ対策といった環境に対する国民の皆様意識を高めるとともに、海の恵みを次世代につなげる生産者の方々の思いや、道産水産物をはじめとした食や魅力ある地域資源を活用したイベントの開催を通じて、北海道ブランドを広く全国に発信することができ、大変有意義であったと考えております。

最後に、大会理念の継承についてであります。昨年開催した全国大会の理念や効果を広く波及させ、豊かな海の恵みを次世代に引き継いでいくためには、栽培漁業や地域資源の利活用など、多様な取組をオール北海道で推し進めることが重要であります。

このため、道では、全国大会を開催した他府県における取組事例の把握に努めてきたところであり、宮城県や兵庫県では、大会を契機として、研究機関、企業や関係団体などと連携し、パネルディスカッションや事例発表を通じ、情報発信を行うなど、豊かな海づくりを県民参加の運動へ発展させていると承知しております。

道といたしましては、こうした取組も参考にしながら、広く道民の皆様が一体となり、北海道の豊かな海づくりを次世代に引き継いでいけるよう、関係団体や市町村などの御意見も伺い、効果的な取組について、検討を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 農政部長水戸部裕君。

○農政部長水戸部裕君（登壇）農業用車両の免許取得についてであります。平成31年の道路交通法の改正によりまして、作業機を装着したトラクターなどの農業用車両は、牽引免許や必要な装備などの条件を満たすことで公道走行が可能となったところでございます。

こうした中、農業現場で働く方々が必要な免許を取得し、交通法令を遵守しながら、安心して農作業に従事することは、現場における安全性の確保はもとより、農業法人などの人材確保を図る上でも重要であると認識してございます。

このため、道といたしましては、関係機関・団体などと連携をし、免許の取得や安全な公道走行に向けた講習会の開催のほか、農業大学校において、学生に加えまして、新規就農者や法人の従事者などを対象に、車両の基礎的な操作を学ぶ研修を実施いたしますとともに、コントラクターなどの従業員の免許取得に対する、国の支援制度の活用を促すなど、農業現場で働く方々の円滑な免許取得などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 建設部建築企画監細谷俊人君。

○建設部建築企画監細谷俊人君（登壇）道営住宅の駐車場についてであります。建て替えや改善工事を予定している道営住宅では、入居者が退去しても新たな入居者の募集を行わないことから、駐車場に空きが生じているところでございます。

道営住宅の駐車場を入居者以外に使用させる場合には、現在入居されている方々の理解はもとより、除雪や草刈りなどの維持管理における費用負担や役割分担といった団地自治会との調整など、様々な課題があると考えております。

道といたしましては、まずは、募集を停止している団地における駐車場の使用に係る課題を整理するとともに、道有財産の有効活用の視点も踏まえ、他の自治体の事例も参考としながら、活用に向けた検討を進めてまいります。

○議長富原亮君 建設部長白石俊哉君。

○建設部長白石俊哉君（登壇）市街化調整区域における開発許可についてであります。都市計画法において、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされており、開発行為は、公益上必要な建築物等に限定されております。

道では、開発許可制度の手引を定め、史跡や景勝地などにおける観光施設が利用上必要な施設であり、市や町の観光開発計画などに適合し、また、適切な施設規模で周辺環境を損なうおそれがないなどの条件を満たした場合に開発を許可できることとしております。

道といたしましては、市街化調整区域の開発許可に当たりましては、制度の適切な運用に努めながら、引き続き、市や町が推進する観光資源を生かしたまちづくりを支援してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 佐藤禎洋君の質問は終了いたしました。

真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の真下紀子です。

通告に従い、知事、教育長及び選挙管理委員会委員長に質問いたします。

初めに、知事の政治姿勢に関し、政治資金等についてです。

道議会は、2010年3月24日に、企業・団体献金の禁止等を求める意見書を可決しています。この中で、政治資金をめぐる問題が相次ぐ大きな背景に、企業・団体献金があるとして、政治資金の透明化の方策が急務と述べております。

私は、この立場をリスペクトして、以下質問してまいります。

政治資金報告書は、政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開するという政治資金規正法の目的から見て、極めて重要な役割を担います。

政治資金規正法の立法趣旨に鑑みて、政治資金収支報告はどうあるべきとお考えか、知事及び選挙管理委員長の認識を伺います。

政治資金報告書への不記載やキックバックなど、自民党の裏金問題に国民から厳しい批判の声が上がり、岸田首相が、現職首相として初めて、政治倫理審査会の審査に応じざるを得ない事態となりました。国民に深刻な政治不信を与える極めて深刻な事態と考えます。

知事はどう受け止めたのか、見解を伺います。

私ども日本共産党道議団は、鈴木知事の後援会の政治団体の政治資金収支報告書について調査をいたしました。

知事を支援する「活力あふれる北海道の未来を実現する会」の政治資金収支報告書によりますと、2019年開催のパーティー収入3811万円に対して、対価を支払った者の数は3811と記載されています。同様に、2021年は、3703万円の収入に対し、対価の支払い者は3703、2022年は、3707万円の収入に対し、3707が対価の支払い者として記載されています。いずれも、会費額と一致する1万円で割り切れる数を支払い者の数としています。これは非常に奇々怪々なことです。

1人が複数枚のパーティー券を購入した場合、対価の支払いをした者の数は1とカウントされると承知しております。

政治資金規正法における取扱いはどうなっているのか、選挙管理委員長の見解を伺います。

一企業あるいは一個人が複数枚のパーティー券を購入しているなら、この報告書のように、パーティー収入と対価を支払った者の数が会費で割り切れることはあり得ないことです。

同会の政治資金収支報告書が、なぜこのように報告をしているのか、国民に公表する政治資金規正法にのっとった適正かつ公正な報告と言えるのか、知事、御説明願います。

知事の関連団体の収支報告書のように、収入金額を会費の金額で割り切れる数を収入の内訳として記載しているのは、疑惑の同数と言われる偽装形態であり、虚偽記載です。

知事の見解はいかがか、お答えください。

パーティー券は形を変えた企業・団体献金であり、抜け穴、抜け道だと指摘され、重大問題となっています。

2019年以降、3回開催された知事の政治資金パーティーによる利益率を計算してみますと、92%から94%に上がっています。

朝日新聞の報道によりますと、自民党・安倍派が、裏金事件を受けて、政治資金パーティーの収入を訂正しましたが、2020年から22年のパーティーの利益率は、いずれも7割から8割に上っていました。

ところが、知事は、安倍派よりも高い利益率のパーティー収入を毎回生み出していたことになり、驚きを禁じ得ません。

パーティーの高い利益率及び対価性について、知事はどう説明するのか、伺います。

2019年のパーティー会場であったホテルに確認をしてみたところ、最大1120名が定員とのことでした。しかし、対価の支払いをした者の数は3811と記載されています。

この記載が事実であれば、実に会場定員の3倍以上もの人がパーティー券を買ったこととなります。これは事実なのか、伺います。

また、会場定員の3倍以上ものパーティー券を販売した理由についても併せて伺います。

「活力あふれる北海道の未来を実現する会」の代表者は、ニトリホールディングス代表取締役会長の似鳥昭雄氏です。

同会の政治資金報告書では、2019年、株式会社ニトリホールディングスと株式会社ニトリがそれぞれ150万円、株式会社ニトリパブリックが100万円、計400万円のパーティー券を購入しています。

特定パーティーを開催しなかった2020年報告では、似鳥氏本人が150万円を寄附し、21年、22年は、それぞれ、株式会社ニトリがパーティー券を150万円ずつ購入しています。

似鳥氏本人の寄附150万円のほか、ニトリのグループ企業は、この4年間で、延べ700万円を知事のパーティー券購入として支援しています。

公正な道政運営を行う知事の下で、よもや多額の支援をするニトリグループとは道の契約はないものと考えますが、一応、念のため、株式会社ニトリ及びニトリグループ企業と道との契約実績はどうなっているのか、お示し願います。

受注企業からの寄附やパーティー券購入は、契約の公正公平を旨とする上で、発注者である知事は辞退すべきではありませんか、お答えください。

岸田首相は、衆議院政治倫理審査会で、結果的に在任中はやることはないと考えていると答弁し、首相在任中は政治資金パーティーを開催しないと表明しました。

いまや、政治と金をめぐる疑念を広げる温床とも言える政治資金パーティーは、中立公正な行政運営を担う知事の政治姿勢として開催しないと、この場で表明すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、半導体関連施策等についてです。

北海道新産業創造機構——ANICが行った試算結果によると、ラピダス立地に伴う道内経済への波及効果シミュレーションでは、2023年度から14年間累計で10.1兆円から18.8兆円と試算されました。しかし、試算の算定根拠を経済部に資料要求したところ、詳細は非公表であり、道も知り得る情報ではないと、驚くべき回答でした。

道内経済への波及効果は、多くの道民が大きな関心を持っています。なおかつ、多額の税金を投じて事業を実施する以上、事業の妥当性を検証する上でも最重要の検討要素です。

正確な根拠の提示もない経済波及効果結果には、信憑性が欠けると考えますが、試算の客観的根拠をどう説明するのか、伺います。

また、道自身も、北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョン案において、ANICが行った試算結果を踏まえた目標設定を行っています。

算出根拠が分からない、道は知ることでもできず、経済波及効果結果をなぜあえて引用し、道の目標を設定したのですか。これでは、道の目標自体の信憑性が疑われるのではありませんか、併せて伺います。

ビジョン案では、大枠としての経済波及効果について言及していますが、ラピダス稼働により、道央一極集中にさらに拍車がかかり、過疎化の進行や人材のさらなる枯渇など、不安要素は大きくなっています。

ラピダス稼働に伴うデメリットを、道は、いつ、どう分析した上で、ビジョン案を策定したのか、具体的にお示し願います。

同様に、次世代半導体産業集積促進調査・分析委託業務最終報告書において、一極集中による地域経済へのマイナス効果は考慮されたのか、併せて伺います。

次に、観光振興等についてです。

知事は、3月4日、観光関連経費として、1億5500万円を2023年度補正予算案として提案しました。

観光需要は、急速な回復が進んでいる一方、道民は、先の見えない物価高騰に窮し、住民福祉分野の医療、介護、保育、また地方交通の確保に緊急かつ優先すべき対策が求められています。

財政調整基金の来年度末残高が今年度末残高と比べて134億円も減るなど、道財政は厳しい状況です。にもかかわらず、災害でもないのに緊急に提案した理由、物価高騰対策よりも観光予算を優先させた庁内議論の経過についてもお示し願います。

観光振興を目的とした新税に関する懇談会は、2月19日、観光目的ではない宿泊者からも徴税するため、宿泊税に名称を変更し、税率区分も見直して、税収見込みを60億円から45億円に見直すとしました。

しかし、用途は一向に明確にできていません。マーケティング強化やAT推進、プロモーションなど、本来、業界が取り組むべき方向性がイメージとして示されただけで、危機対応として基金創設まで示しました。危機対応は、ほかの産業や業界でも起こり得ることでありますが、特定目的税による基金創設など、どこも提案していません。公平性に疑問が生じます。

そもそも巨額の負担に反対の声を聞かないアンケート結果をもって、宿泊税導入理解が得られたとは到底言えないと考えますが、知事の見解をお示してください。

2023年度の包括外部監査結果は、観光振興機構設立の経緯、毎年度の負担金事業の打合せの経緯を記した文書記録が残されていないと指摘しただけではなく、道が運用している現物協賛に対

して、むしろ恣意性が介入する余地を残している等と指摘をしました。

観光振興機構の設立自体に疑念が湧き、宿泊税の公正公平な執行を任せられると言えるのでしょうか。

決算委員会でも改善を求めましたが、知事は、この調査報告をどう受け止め、観光局にどのような改善指示を出し、いつまでにどのように評価しようとしているのか、お答えください。

次に、防災対策等についてです。

阪神・淡路大震災以降、東日本大震災、胆振東部地震、今年元旦の能登半島地震など、大地震が連続して起きています。

建物や道路の崩壊による孤立、災害関連死、多数の救出など、これまでに起きた被害の課題を総ざらいして、巨大災害時の道の役割、避難、被災者への支援対策、避難訓練の内容を改めて検討、また、スフィア基準を参考にした避難所運営など、課題解決と改善に向けた地域防災計画見直しのスケジュールを示し、方針の決定を早急に図るべきではありませんか。

また、避難経路が寸断したことなどを想定した、厳しい状況下での避難訓練を行うべきではありませんか、併せて伺います。

障がいや病気、妊産婦、高齢者など、配慮を要する住民の避難の改善が急を要する課題です。福祉避難所への避難方法及び備蓄、避難生活の改善はもとより、直接ケアのできる指定福祉避難所への避難の拡充が必要と考えます。

道内の福祉避難所、指定福祉避難所の現状を伺うとともに、今後どのように拡充に向けて取り組んでいくのか、伺います。

北海道地域防災計画では、特別支援学校など当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置という記載があります。

障がいのある子どもやその家族、特に、在校生等が指定福祉避難所へ避難する場合も想定されます。

生徒等の個別の状況を把握しておく必要があると考えますが、市町村との連携を含め、どのように対応するのか、教育長に伺います。

能登半島地震では、放射線防護施設やモニタリングポストなどが損壊し、従来の原子力防災の前提が崩れました。また、外部電源の停止、海底隆起による地形変動等により冷却が継続できるのか、極めて厳しい被害を目の当たりにしました。苛酷事故には至りませんでした。安全神話は、またもや崩壊したと考えます。

泊原発は、迂回路のない道路が避難経路となっているなど、能登半島と類似すると指摘がある積丹半島にあります。現実起きた被害を踏まえると、計画で想定されている屋内退避ができない事態への対応では不十分であり、原子力防災計画の見直しが必要と考えます。道はどのように対応していくのか、伺います。

最後に、特定放射性廃棄物最終処分についてです。

特定放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分に関する文献調査報告案が示されましたが、

安全性の観点から、知事は、どう受け止め、概要調査への移行にどう対応するのか、伺います。

また、この調査は、能登半島地震発災前の検討であり、新しい知見が反映されておらず、安全性の検討としては全く不十分と考えますが、道としての検証をどのようなメンバーでどのように行うのか、併せて見解を伺います。

以上、再質問を留保して私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）真下議員の質問にお答えいたします。

最初に、政治資金の透明性についてであります。政治資金の透明性の確保に向けては、国政の場において、十分な議論を尽くすとともに、有権者から負託を受けた政治家は、その信頼を損なうことのないよう努めることが大切であると考えております。

次に、収支報告の内容についてであります。私を後援いただいている「活力あふれる北海道の未来を実現する会」の政治資金収支報告書においては、セミナー券の対価に係る収入総額を記載するとともに、その販売枚数を対価の支払いをした者の数として記載しておりました。

この記載については、団体により扱いが異なっており、当該記載について、団体によっては、訂正を行っていることが分かったことから、改めて確認をしたところ、複数枚を購入している方を一つと捉えて記載する方法が適当とのことであったため、該当する箇所については、同会において、既に訂正の報告を行ったと承知しております。

次に、セミナーの収入金額の記載についてであります。「活力あふれる北海道の未来を実現する会」においては、昨今の収支報告書の修正の動きを踏まえ、改めて、道選管に確認をしたところ、複数枚を購入している方を一つと捉えて記載する方法が適当との見解が示されましたことから、訂正することとし、既にその報告を道選管に行ったと承知しております。

次に、セミナーの対価についてであります。政治資金パーティーには、政治家自身による政治活動の報告や、有識者を講師として招くもの、飲食を提供し交流の場とするものなど、様々な形態があるものと認識をしております。

後援会が開催しているセミナーは、私自身の政治信条や政策などの説明を中心としているものであり、その実施手法などについては、後援会で検討されたものと承知をしております。

なお、政治資金規正法において、「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。」とされており、政治資金パーティーに係る収入について、政府は、当該政治資金パーティーへの参加の対価に係るものであるため、寄附とは性質が異なるものと解しているところでございます。

次に、セミナーの会場などについてであります。後援会において2019年のセミナーは初めての開催であり、当日、会場に出席される方を事前に予想することは難しかったところではありますが、できる限り多くの方に参加いただけるよう、事前準備に加えて、当日の来場者の状況を見ながら、現場での対応を行っていたものと承知しております。

次に、契約等の実績についてであります。道としては、御質問のあった企業及び関連企業と

は、平成31年度から今年度までの5年間で、コンソーシアムの構成員としての委託事業を含め、合計12件、約1億8900万円の契約等を行っており、それらの事務手続は、地方自治法や北海道財務規則などを遵守し、適切に行われているところであります。

なお、私の後援会への支援等は、個々の企業や個人の立場で、私の政治活動を後押ししていただいているものと承知しております。

次に、後援会が開催するセミナーについてであります。政治家は、自らの信条や政策などについて、広く発信することが重要であると考えており、私は、これまで、北海道を取り巻く状況をはじめ、道政に臨む考え方などについて、様々な機会を通じて、多くの方々に説明してきたところであり、私の後援会が開催するセミナーも、その機会の一つとして活用してまいりました。

こうしたセミナーの開催につきましては、今後とも、後援会において、政治資金規正法を踏まえ、適切に判断されるものと考えております。

次に、観光関連予算についてであります。道では、先月8日に観光振興機構が申請したアドベンチャートラベルに関する観光庁公募事業の内容を踏まえ、これと連動し、施策効果をより高めていくため、国の事業では制限のあるマーケティングやプロモーションに関し、新たに必要となる取組について、鋭意検討を進めてきたところであり、施策効果を早期に発現するため、先般、令和5年度予算として、所要の補正予算を本定例会に提出させていただきました。

今年度は、累次にわたる物価高騰対策を講じてきたところであり、今後も、社会経済情勢を見極めつつ、引き続き、時期を逸することなく、適切に対処してまいります。

次に、包括外部監査への対応についてであります。令和5年度の観光施策に関する包括外部監査では、いずれの事業におきましても、おおむね適正に執行されていることが認められた一方で、観光振興機構が負担金事業として実施している地域支援事業に関し、支援の要件としている現物協賛に対する評価額の客観性や公平性を担保することなど、数点の指摘や意見をいただきました。

私としては、監査結果を真摯に受け止め、指摘事項につきましては、早急に改善方策を検討し、所要の措置を講じるよう、担当部局に指示をしたところであり、令和6年度中に、措置状況を確認の上、監査委員に対し報告することとしております。

次に、今後の防災対策についてであります。このたびの能登半島地震では、インフラやライフラインに甚大な被害が発生をしており、いつ起こるか分からない大規模災害の備えとして、ハード、ソフトの両面における対策を着実に推進していくことが重要であると改めて認識したところでございます。

過去に発生した阪神・淡路大震災や東日本大震災などにつきましては、国において検証がなされ、防災基本計画などについて必要な修正が行われているところであります。

また、胆振東部地震につきましては、道が防災対策基本条例に基づく検証を行い、防災・減災対策に関する課題と改善策を明らかにしたところであり、道の地域防災計画については、これら国の計画修正や道独自の検証結果を踏まえ、適時に見直しを行ってきているところであります。

道では、このたびの能登半島地震から得られる課題等を踏まえ、道の地域防災計画や避難所マニュアルなどについて点検し、国における検証作業も注視しつつ、必要な見直しを行っていくほか、来年度は、道路の損壊や厳冬期を想定した実践的な防災訓練、避難所運営、宿泊演習の実施をするなど、本道の地域防災力の向上に取り組んでまいります。

次に、原子力防災対策についてであります。原子力災害が発生した場合の避難経路については、あらかじめ複数を確認するとともに、陸路が制限される場合には、道路啓開に着手しつつ、状況によって、自衛隊などの実動組織の支援を受け、海路や空路等による避難を行うこととしております。

また、家屋の倒壊等により屋内退避が困難な場合には、退避が可能な指定避難所や、あらかじめ設定しているUPZ外の避難先に避難することとしております。

道としては、このたびの能登半島地震を踏まえ、地域防災計画などについて点検を行うほか、原子力規制委員会では、屋内退避に関する課題について検討するとしており、こうした国の動向も注視し、原子力災害対策指針が改定された場合には、関係町村等とも連携し、適切に対応するなど、今後とも、住民の皆様の安全、安心の確保に取り組んでまいります。

最後に、文献調査についてであります。NUMOは、原子力規制委員会が示した避けるべき断層や火山現象など、概要調査地区選定時の安全確保上の考慮事項を踏まえ、報告書案を作成したとしておりますが、道としては、報告書案の内容を審議する国の技術ワーキンググループ等において、安全性の観点も含め、十分な審議が行われることが必要と認識しております。

また、エネルギー基本計画では、地層処分の技術的信頼性について最新の科学的知見を定期的かつ継続的に評価、反映するとしており、国において、今後とも、こうした考え方を踏まえ、適切に対応していくものと考えております。

私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明に当たっては、必要な国の手続が経られた後に、道議会での御議論はもとより、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の御意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部長三橋剛君。

○総合政策部長三橋剛君（登壇）知事の政治姿勢に関し、政治資金の収支報告についてでございますが、政治資金規正法は、政治団体や公職の候補者による政治活動が国民の不断の監視の下に行われるようにするため、政治団体の届出や政治資金の収支状況など政治活動の実態を広く公開し、その公明と公正を確保することにより、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としているものと認識しております。

政治資金収支報告書は、こうした法の趣旨にのっとり、適切に作成されるべきものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、ラピダス社の立地に伴う経済波及効果についてであります。昨年11月に北海道新産業創造機構が発表いたしました道内経済への波及効果シミュレーションは、ラピダス社が進める次世代半導体の量産化に向けまして、巨額の投資が見込まれている中、機構が、業界関係者へのヒアリングや報道内容などを基に設定した前提条件や想定値に基づき試算されたものであり、道といたしましては、その考え方は妥当なものとして認識しております。

このため、半導体・デジタル関連産業振興ビジョンの検討に当たりましては、機構の試算や他県の事例なども参考にするとともに、有識者の方々の御意見を伺いながら、半導体関連企業の数など7項目の指標を設定したところでございます。

次に、半導体・デジタル関連産業振興ビジョンについてであります。道では、ラピダス社の立地を契機といたしまして、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点を実現し、その効果を全道に波及させていくため、今後の取組の指針となるビジョンの検討を進めているところでございます。

ビジョンの策定に当たりましては、道央圏以外の地域や産業にも詳しい有識者の方々の御意見なども伺いながら検討を進めたところであり、ビジョンの案では、目指す姿の実現に向けた課題の一つといたしまして、人口減少が進む中で、人や資源が道央圏に集中することを懸念し、経済効果を全道に波及させるべきという認識の下、本道に優位性のある産業や暮らしのスマート化を図るとともに、関連投資や雇用、関係人口の拡大などの効果を積極的に取り込むなど、各般の施策を戦略的に展開し、地域経済の活性化を図ることとしております。

なお、本年度実施いたしました委託調査におきましても、複合拠点の実現に向けた様々な課題を分析するとともに、有識者の方々の議論を踏まえ、全道への効果の波及に向けた検討を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部観光振興監槇信彦君。

○経済部観光振興監槇信彦君（登壇）観光振興を目的とした新税についてであります。道では、昨年8月及び9月に開催いたしました2回の懇談会の御議論を踏まえ、新税のたたき台を基に、道内各地に赴き、税の導入を検討している市町村との調整のほか、宿泊事業者の皆様と意見交換を重ねるとともに、宿泊者や市町村へのアンケートなどを通じ、意向の把握に努めてまいりました。

こうした御意見や御意向も踏まえ、本年に入り開催した懇談会では、使途の方向性や規模感、税率区分の見直し案、新税の名称を宿泊税とすることなどをお示し、御議論をいただきました。

道といたしましては、これまで積み重ねてきた検討を基に、今後、道内各地で説明会を開催するほか、引き続き市町村や事業者の方々とも丁寧な調整を行うとともに、道議会における御議論も踏まえ、さらに検討を進め、新税導入の意義等について、広く御理解をいただけるよう取組

んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）福祉避難所の現状等についてでございますが、道では、現在、1200か所を超える福祉避難所を確保しており、このうち、円滑な避難を目的に受入れ対象を特定している指定福祉避難所は500か所を超える状況となっておりますが、今般の能登半島地震では、建物の損壊等により、開設が困難となった事例もあったことに鑑みると、福祉避難所確保に向けた市町村への働きかけや、被災地で障がいがあるなど配慮が必要な方々のケアに当たる人材の確保に、不断に取り組んでいくことが重要でございます。

このため、先月末に、市町村向けの研修会を開催し、避難に支援を要する方の個別避難計画作成に係る事例紹介や、改めて、指定福祉避難所のより多くの指定、近隣市町村と連携した福祉避難所の広域的確保の重要性等を周知したところでございます。

また、道と福祉関係法人との間で協定を締結し、避難所において要配慮者の支援に協力いただける介護職員等の確保を進めているところであり、今後とも、こうした研修会の開催や協定に基づく災害時の介護職員等の広域派遣など、市町村と連携しながら、要配慮者の安全な避難生活に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

児童生徒の避難等についてであります。災害時においては、児童生徒等の安全確保を図ることが最も重要であり、各学校では、防災のための実施計画を定め、車椅子の使用などの避難手段や、避難経路を確認するとともに、保護者の方々の御協力を得ながら、アレルギー等を踏まえた非常食や、服薬の有無などを事前に把握するよう努めております。

道教委といたしましては、今後、各学校に対して、避難行動要支援者とされた児童生徒の避難先等について、市町村と学校間での情報共有を図るなど、緊密に連携するよう促すとともに、市町村に対し、特別支援学校を指定福祉避難所に指定することや、個別避難計画に記載される生徒の避難先を特別支援学校に確実に情報共有することについて、知事部局と連携しながら、働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 選挙管理委員会委員長石塚正寛君。

○選挙管理委員会委員長石塚正寛君（登壇）真下議員の御質問にお答えいたします。

政治資金等に関し、まず、政治資金収支報告書についてであります。政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金収支報告書の提出と公開を定めることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としております。

また、同法第2条におきまして、政治団体は、その政治資金の収受に当たっては、国民の疑惑を招くことのないよう、この法律に基づいて公明正大に行わなければならないとされております。

次に、政治資金パーティーに関する記載方法についてであります。対価に係る収入の金額が1000万円以上である政治資金パーティーについては、開催年月日や場所、対価に係る収入の金額、対価の支払いをした者の数などを政治資金収支報告書に記載するよう、政治資金規正法第12条で定められているところでございます。

この対価の支払いをした者の数は、主催団体へ直接対価の支払いをした者の数を記載することと解されているものの、複数枚購入した場合の記載方法が政治団体によって異なっていることは事実であり、道選管といたしましては、届出の手引をより分かりやすく改訂するなど、記載方法がしっかりと伝わるよう周知してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ御答弁をいただきましたが、知事に再質問いたします。

初めに、知事の政治姿勢に関し、政治資金等についてです。

政治資金規正法の目的について、知事は答弁を避けましたが、選挙管理委員長は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるよう公開を定めており、国民の疑念を招くことがないよう答弁をしました。

私は、知事を支援する団体主催の政経セミナーで、パーティー券の売上げを会費額で割った数、すなわち疑惑の同数を、対価の支払いをした者の数として報告していた虚偽記載を指摘し、批判したのです。

知事の関連団体の政治資金報告は、規正法の目的に反していたとはお考えにならないのか、お答えください。

政治資金問題は、しんぶん赤旗報道が契機となっておりますが、今回、私が質問を通告後、知事が答弁する前という絶妙のタイミングで、知事の関連団体が、道選管に確認して、3月5日に修正したと知事は答えました。しかし、修正して済む問題ではありません。

政治資金規正法は、政治資金パーティーを、対価を徴収して行われる催物として、献金とは分けています。

対価性は、献金と区別するキーワードです。一方、知事の政治資金パーティーの利益率を計算すると、92%から94%となります。

つまり、対価性が極めて低く、パーティー券の売上げのほとんどが利益となっているのが実態だということです。

これでは、パーティーの名を借りた事実上の献金にほかならないではありませんか。それでも知事は否定するなら、お考えを伺います。

鈴木知事の後援会事務所は、販売枚数を記していたとして、修正しました。

対価の支払いをした者は、2021年の3703を、実際は1193だったと修正、2022年は3707を1237に修正しました。購入者は2520、2470も減りましたが、収入金額は修正しておりません。

2019年の開催会場は最多の定員で1120名に対して、関連団体による知事のパーティー券販売は3倍以上で、3700枚を超えていることを認めています。

知事は、2019年のセミナーは初めての開催であり、会場に出席される方を事前に予測することが難しかったと答弁しましたが、会場定員の3倍以上ものパーティー券を販売する免罪符には到底なり得ません。

それだけの参加を見込んで売っていたのか、御説明願います。

知事の関連団体は、3700枚以上のパーティー券を3回も売っていますが、その対価性は何か、パーティーの対価は何をもって得られたと説明するのでしょうか。

特に、2019年はリアル開催で、会場定員の3倍ものパーティー券が販売されたこと自体があり得ないことです。会場定員と販売数の乖離は、パーティーの対価を得ていない購入者が相当数に上ることを意味しています。

対価の実態がないにもかかわらず、パーティー券を販売したなら、空パーティーと言われても否定できないのではありませんか。そうでないと言うなら、道民が納得できるように説明を求めます。お答えください。

購入者約1200人のうち、報告書に記載されている数は、10、13だけであり、公開率は実に1%以下です。

献金であれば5万円以上の公開となりますが、20万円を超えるものが公開対象の政治資金パーティーは、透明度が一層下がるのが問題なのです。知事のパーティーの場合は、99%の購入者はブラックボックスです。

政治資金パーティーは、透明性も確保され難く、企業・団体献金の隠れみのと言えるのではありませんか、お答えください。

「活力あふれる北海道の未来を実現する会」会長である、似鳥昭雄株式会社ニトリホールディングス代表取締役会長及びニトリグループによる寄附金、パーティー券購入は、上限いっぱいなど、ほかと比較しても突出しています。

ただいまの知事の答弁で、ニトリグループ企業からの物品の購入、道の事業委託等の実績などが、5年間で12件、1億8900万円にも上っていることが初めて明らかになりました。

知事、事務手続が適正なのは当然です。当たり前のことです。

しかし、道事業の委託事業者や企業によるパーティー券の購入は、行政として、契約の公正公平に反するものではありませんか。

公明正大な発注責任者として、疑念を持たれることのないよう、知事は、自ら辞退を申し入れるべきではありませんか、見解を伺います。

次に、観光振興等についてです。

観光振興機構の申請を踏まえ、検討していると知事は答えましたが、本議会で、外部に対する追加予算の説明の事実はない、報道機関に申し入れたと述べています。

それでは、なぜ、多忙な知事が、2月26日に、それまで執務していた庁舎を離れ、何か月も行っていない知事公館に移動してまで、観光振興機構の小金澤会長と会ったのですか。

予算案について説明していないと言うなら、公務である会談内容の記録を基に説明しないと、臆測を生むのではありませんか。ぜひ、記録を基に御説明願います。

観光振興を目的にした特定目的税の規模を45億円としています。東京都は約17億円、大阪府は約12億円、それに比べて北海道はべらぼうに税収規模が大きく、入湯税と市町村との3重課税ともなれば、税負担も事務負担も大きくなります。

また、透析や出産、妊婦健診などを対象に道が助成している宿泊費や、医療機関が偏在する中、治療のための宿泊費までも課税対象として観光振興に充てるということは、住民福祉に反すると言わざるを得ません。

道民理解には程遠いと考えますが、知事の見解を伺います。

最後に、特定放射性廃棄物最終処分についてです。

3月3日の対馬市長選挙で、核ごみ反対の市長が大差で再選しました。

専門家からは、文献調査報告案に対し、概要調査で結果を得られるか、評価できなければ、税金を無駄に投じることになるのではないかなど、異論も相次いでいます。

文献調査報告書の完成後、概要調査の事業計画を申請する際、両町村長や知事のいずれかが反対すれば概要調査には進まない、経産大臣が確約をしていますが、その際、知事は反対を表明すると改めて答えました。

2月15日の記者会見でも、本議会で、概要調査への移行に当たって、知事は、最終処分は北海道だけの問題ではなく、幌延の深地層研究において国の原子力政策で具体的な役割を果たしており、概要調査への移行に反対すると繰り返し述べていますが、その考えに変わりはないのか、そのことを報告書に反映するよう、国やNUMOにどのように要請するのか、また、どのように国民的議論をリードするお考えなのか、お聞きしたいと思います。

最後に、半導体関連施策について指摘をします。

ヒアリングや報道によるANICのシミュレーションも、それを基にした道のビジョンも、あまりに漠としていて、雲をつかむような見込みとならないのか、大変懸念をしております。しっかりとした検証を求めます。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）真下議員の再質問にお答えいたします。

最初に、政治資金収支報告についてであります。「活力あふれる北海道の未来を実現する会」においては、これまでも政治資金規正法の趣旨にのっとり、各般の対応をしてきているものとお聞きしております。

こうした中、政治資金パーティーに関し、対価の支払いをした者の数については、団体により扱いが異なっており、最近、訂正を行っている団体もあることから、改めて確認をしたところ、複数枚を購入している方を一つと捉えて記載する方法が、適当との解釈があったため、該当する箇所については、同会において、既に訂正し、その報告を行ったものとお聞きしております。

次に、セミナーの開催方法についてであります。政府において、政治資金パーティーに係る収入は、対価が存在するため、寄附とは性質が異なるものと解しているところであり、政治資金規正法によると、1者当たり150万円の限度内であれば、開催が可能なものとされております。

こうしたことから、私の後援会が開催したセミナーにつきましては、政治資金規正法の趣旨に沿って、適切に開催されているものと聞いております。

次に、セミナーの参加者についてであります。セミナーにおいては、希望される全ての方が参加できることが重要であり、当該セミナーにおきましても事前準備や当日対応を行い、来場された全ての方々が聴講いただいております。会場の都合などの理由で、参加をお断りした方はいなかったものと聞いております。

次に、セミナーの参加状況についてであります。セミナーの開催に当たっては、希望される全ての方が参加できることが重要であり、当該セミナーにおきましても、会場の都合などにより、参加をお断りした方はいなかったものと聞いております。

なお、その方の御都合により、欠席された方の取扱いにつきましては、政治資金規正法上、明確な取扱規定はなく、政府によると、政治資金パーティーに係る収入と寄附とは、性質が異なるとの見解が示されております。

次に、セミナー券の購入者についてであります。私の後援会では、セミナー券を購入され、その金額の合計額が20万円を超える方について、氏名等を記載し、公表しており、政治資金規正法にのっとり、適切に対応しているものと聞いております。

次に、後援会への寄附やセミナー等についてであります。私の後援会への寄附やセミナーについては、政治資金規正法にのっとり、適切に行われているものと聞いております。

また、後援会への支援等も、同様に、法にのっとり、個々の企業や個人の立場で、私の政治活動を後押しいただいているものと承知しております。

次に、観光振興に関し、まず、北海道観光振興機構会長との面談についてであります。機構会長とは、これまでも様々な機会を通じ、お話をしておりますが、先般、当初予算を提案したことを踏まえ、今後の観光振興の在り方などについて、率直な意見交換を行いました。

その中で、私からは、道の予算に関し、道と機構の間で認識の違いがあったことを説明するとともに、今後の観光を取り巻く情勢変化を踏まえた対応を検討することや、機構との適切なコミュニケーションを図ることについて、担当部局に指示したことをお伝えしたところであり、その記録については、担当部局に面談の内容を伝え、面談メモとして取りまとめております。

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。これまで、道では、道内各地に赴き、市町村との調整や宿泊事業者の皆様と意見交換を重ねるとともに、宿泊者や市町村へのアン

ケートなどを通じ、意向の把握に努めてきており、そうした御意見や御意向も踏まえ、本年に入り開催した懇談会では、使途の方向性や規模感、税率区分の見直し案、課税免除の考え方などをお示しし、御議論をいただきました。

道としては、今後、道内各地で説明会を開催するほか、道議会における御議論を踏まえ、さらに検討を進め、新税導入の意義などについて、広く御理解をいただけるよう取り組んでまいります。

最後に、文献調査についてであります。道では、現在、全国で唯一、深地層研究を受け入れ、国の原子力政策において、具体的な役割を果たしているとともに、最終処分の問題は、国民的な議論が必要な問題であることから、国に対し、全国において、最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させることなどを要望しているところであります。

また、さきに公表された報告書案は、今後、国のワーキンググループ等で審議されると承知をしており、まずは、その審議状況を注視する考えであります。

私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明に当たっては、必要な国の手続が経られた後に、道議会での御議論はもとより、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の御意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事の答弁には納得いきませんので、再々質問いたします。

知事の政治姿勢に関し、政治資金等についてです。

会場となったホテルによく確認したところ、1120名は、理論上、きちぎちに詰め込んだ場合の人数、ステージ、演台等を配置すると、さらに収容人数は少なくなるとのことでした。

実際にパーティーに参加する意思があるのに、当日やむを得ない事由により出席できなかった人数を考慮しても、定員の3倍以上のパーティー券を販売することは、にわかに信じ難い、あり得ないと、別のホテルの関係者も話しています。主催者としての見識はもちろん、知事自身も責任が問われる問題です。

知事の後援会は、対価を支払った者の人数は訂正しましたが、パーティー収入金額、パーティー券の枚数は訂正していません。会場に入れないことが分かっているながら、会場定員の3倍以上のパーティー券を販売したことは、悪質との批判を免れないのではありませんか。

知事は、空パーティー疑惑をどう釈明するのか、これで透明性を確保していると、知事は胸を張って道民に言えるのか、伺います。

鈴木知事の関連団体のパーティーは、利益率が90%を超え、参加の実態にかかわらず、パーティーのたびに3400万円以上の収入を得ており、実質、献金、寄附ではないでしょうか。

政治と金をめぐる国民の政治不信が募っているさなか、鈴木知事も、疑惑の同数という政治資

金報告書の虚偽記載を行っていただけではなく、空パーティー券の疑惑まで浮上しました。これは単なる事務的ミスとは言えません。

高橋はるみ元知事も、自身の関連団体「北海道を愛するみんなの会」、2012年収支報告書で、疑惑の同数と言える記載を行っていました。パーティー券も定員以上を販売していました。

知事2代にわたって慣例化していたのではないかと疑念を持たざるを得ません。

このような実態の政治資金パーティーに対して、道民に疑念を抱かれ、政治不信を招くことになるとは、知事はお考えにならないのか。実質、寄附である政治資金パーティーは、後援会とよく相談をして、改めるべきではないでしょうか。

私は、やめるべきと申し上げますが、知事の見解を伺います。

知事は、来場された全ての方々が聴講いただいております、会場などの都合などの理由で参加をお断りした方はいなかったものと答えています。2019年のパーティーはリアル開催であり、会場を訪れなければ聴講は不可能なはずです。

2500人以上の方が定員オーバーとなる中、その方々への対価性をどう保障したのか、伺います。

知事は、企業献金はどういう本質を持つのか、考えたことがありますか。

岡原昌男元最高裁長官は、国会で、本来営利団体である会社だから、もうけにならぬことをやることは株主に対する背任になる、見返りを要求する献金だと、瀆職罪、汚職になるおそれがあると発言しています。

企業は自らの営利を目的として活動を行うものであり、企業のためになるから政治家への献金を行うものです。

ニトリグループが購入したパーティー券は4年で700万円、利益率90%を掛けると、実に630万円以上の寄附に相当する規模ですが、一方で、道の事業は1億8900万円の受注です。疑惑を持たないでほしいというほうが、おかしいのではないのでしょうか。

政治と金をめぐる国民の目がこれまで以上に厳しく注がれている中、いささかでも疑念を抱かせる要素を放置することはあってはなりません。

現行の政治資金規正法上は、たとえ適切であったとしても、受注契約企業から、契約の責任者である知事や後援会が9割以上を利益とする政治資金パーティー券の購入をお願いすることは、少なくとも、知事在任中は辞退すべきではありませんか。

以上、質問し、私の再々質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）真下議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、私の後援会が開催しているセミナーに関し、会場定員と参加見込みについてであります。セミナーにおいては、希望される全ての方が参加できることが重要であり、当該セミナーにおきましても事前準備や当日対応を行い、来場された全ての方々が聴講いただいております。会場の都合などの理由で、参加をお断りした方はいなかったと聞いております。

こうしたことから、私の後援会が開催したセミナーにつきましては、政治資金規正法の趣旨に沿って、適切に開催されたものと聞いております。

次に、政治資金収支報告についてであります。私の後援会の政治資金パーティーに関し、対価の支払いをした者の数については、団体により取扱いが異なっており、最近、訂正を行っている団体もあることから、改めて確認をしたところ、複数枚を購入している方を一つと捉えて記載する方法が、適当との解釈であったため、該当する箇所につきましては、同会において、既に訂正し、その報告を行ったと聞いております。

次に、セミナーの対価についてであります。政府においては、政治資金パーティーの収入については、当該パーティーの対価に係るものであり、政治資金パーティーに係る収入と寄附とは、性質が異なるものとの見解が示されております。

また、政治資金規正法においても、対価の考え方の詳細について、明確な規定はないものと承知をしております。

最後に、パーティー券の収入などについてであります。私の後援会への寄附やセミナーにつきましては、政治資金規正法にのっとり、適切に行われているものと聞いております。

道としては、委託事業等につきましては、地方自治法や北海道財務規則などを遵守し、適切に行われているところであります。

以上です。

○議長富原亮君 真下紀子君の質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

1. 予算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託

○議長富原亮君 お諮りいたします。

日程第1のうち、議案第1号ないし第18号、第26号、第79号及び第89号ないし第103号については、本議会に46人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長富原亮君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

(上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する)

1. 予算特別委員の選任

○議長富原亮君 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長富原亮君 御異議なしと認めます。

よって、配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

（上の委員名簿は巻末**その他**に掲載する）

1. 議案の子ども政策調査特別委員会、北方領土対策特別委員会及び食と観光調査特別委員会付託

○議長富原亮君 お諮りいたします。

議案第19号、第20号及び第47号ないし第49号については子ども政策調査特別委員会に、議案第29号については北方領土対策特別委員会に、議案第52号及び第57号については食と観光調査特別委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長富原亮君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 議案の常任委員会付託

○議長富原亮君 次に、残余の案件につきましては、配付してあります議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

○議長富原亮君 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月8日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時32分散会